

参議院地方行政委員会議録第一号

(三九)

昭和三十三年二月六日(太曜日)午前十時四分開会
一時四分開会
委員の異動

一月二十日委員大和与一君辞任につき、その補欠として松澤兼人君を議長において指名した。
一月三十日委員林屋龜次郎君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	小林 武治君
理事	大沢 雄一君
委員	小柳 牧衛君
	加瀬 完君
	伊能 芳雄君
	西郷 吉之助君
	館 哲二君
	成田 一郎君
	本多 占部
	市郎君
	秀男君
	鈴木 良一君
	森 八三一君
	白木義一郎君
	石井 勝三君
	後藤田正晴君
	中川 葦治君

○委員長(小林武治君) 次に、理事の辞任についてお詫びいたします。
本日、理事の成瀬君より、書面をもつて、理事を辞任いたしたい旨のお申し出がございました。成瀬君の理事の辞任を許可することに御異議ございませんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

以上でございます。

自治府長官官房会計參事官	松島 五郎君
自治府財政局長	小林與三次君
事務局側	常任委員 福永寺一郎君
会専門員	福永寺一郎君
本日の会議に付した案件	○統砲刀剣類等所持取締法案(内閣提出)
○理事の辞任及び補欠互選	○地方行政の改革に関する調査の件(昭和三十三年度自治庁、警察庁及び国家消防本部予算に関する件)
○派遣委員の報告	○委員長(小林武治君) それでは、これより委員会を開きます。

まず、委員の異動について報告いたします。
去る一月二十日、大和与一君が辞任せられまして、松澤兼人君が補欠選任されました。また、三十日には林屋龜次郎君が辞任されまして、森田豊壽君が補欠選任せられました。また、三十日には林屋龜次郎君が辞任されまして、森田豊壽君が補欠選任せられました。

○委員長(小林武治君) 次に、理事の辞任についてお詫びいたします。
本日、理事の成瀬君より、書面をもつて、理事を辞任いたしたい旨のお申し出がございました。成瀬君の理事の辞任を許可することに御異議ございませんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

以上でございます。

○委員長(小林武治君) 次に、委員会の定例日の件について申し上げておきますが、先般、委員長及び理事打合会におきまして協議いたしました結果、本委員会は、原則として、毎週火、木、金を定例日とするにいたします。なお、金曜日の開会につきましては、法律案の審査状況等を勘案いたしました。なお、金曜日の開会につきましては、委員長において各位に御相談の上、これを聞くかどうかをきめて参りたい、大体さように申し合せましたので、御承知おき願いたいと存じます。

また、本日の議事でございますが、最初に、去る一月三十一日、本院先議として付託になりました統砲刀剣類等所持取締法案について提案理由の説明を聴取することとし、次に、昭和三十三年度予算について、自治庁、警察所を聽取することとし、最後に、先般開催された委員派遣の報告を伺う、大正を加えて参ったのであります。

そこで、いわゆるわまたの暴力団等において、この現行の規制の隙間に乘じて、統砲刀剣類を乱用するものも見受けられますので、暴力を排除し、自由にして平穏な社会を実現するに必要な法的措置として、この規制の不備を補いたいと存ずるのであります。

また、近く本邦において国際競技が開催される運びにもなっており、これに備えて、現行の規定に改正を加える必

要も生じてきましたので、今日施行されおります統砲刀剣類等所持取締令を廃止し、その内容とするところに、右申し述べました趣旨に基く改正を加え、この機会において、統砲刀剣類等所持取締法の題名のもとに、今日の事態に即して関係規定を整備し、ここに統砲刀剣類等所持取締法案として提出します。

○國務大臣(正力松太郎君) それでは御説明申し上げます。

今回、提出いたしました統砲刀剣類等所持取締法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を説明いたしま

す。なお、この法律案の内容とするところを、現行規定を改めた点を中心として申し述べますと、その第一は、

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。理事に久保等君を指名いたしました。

○國務大臣(正力松太郎君) それでは御承知おき願いたいと存じます。

○委員長(小林武治君) それでは御承知おき願いたいと存じます。

○國務大臣(正力松太郎君)

持することができる」といたしましたのであります。

第三は、所持を禁止されている銃砲または刀剣類を所持して本邦に上陸しようとする者の当該銃砲又は刀剣類の取扱いにつきまして、必要な場合に仮領置することができることとする等、所要の規定を整備いたしたのであります。

第四は、捕鯨用標識銃等販売事業者及びその使用者、並びに文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者、捕鯨用標識銃等製造事業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者等の使用者が、業務のために銃砲または刀剣類を所持する場合は、武器製造事業者等の使用者の場合と同様に、あらかじめ、都道府県公安委員会に届け出ることによって、これらの者の業務のための所持を認めることとする等、今日の実情に即するよう関係規定の整備をはかるとともに、関係条文を、「総則」「銃砲又は刀剣類の所持の許可」「火なわ式銃砲又は刀剣類の登録」、「雑則」及び「罰則」の五章に類別して、必要な整理を行なつたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願いいたします。

○委員長(小林武治君) 本案に対する詳細説明並びに質疑は、次回に行なうことをいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、昭和十三年度自治庁、警察庁及び国家消防本部関係予算に關する件を議題といたします。

関係当局より、順次、説明を聴取い

地方交付税交付金二千二百四十億九百七十万三千円でございまして、昭和三十二年度に比較いたしまして、三百七十二億三千七百万円余の増と相なつております。このうち、昭和三十二年度

は、前年度より繰り越されました額八十六億一千二百七十五万八千円ございまして、これを含めて増減を見ますと、二百八十六億二千四百二十五万九千円の増と相なつております。内訳は、国税三税の収入見込み額七千七百六十億八千二百万円に対しまして二七・五%の増が二千百二十二億一千二百五十五万円ございまして、そのほかに、昭和三十一年度の交付税の精算の結果に伴いますが、百十七億九千七百十五万三千円

でございまして、合せまして、二千二百四十億九百七十万三千円と相なつております。

次は、新市町村建設促進費でございますが、十五億七千百六十八万七千円でございまして、前年度に比較いたしまして、一億一千二百九十一万二千円の増と相なつております。内訳は、市町村に対します補助金が十四億七千九百六十四万円でございます。この市町村補助金の対象市町村数は七百十でござります。前年は同じく七百十でございました。

○委員長(小林武治君) 次に、昭和十三年度自治庁、警察庁及び国家消防本部関係予算に關する件を議題といたしました。

関係当局より、順次、説明を聴取い

四千円平均で計上いたしております。それから、都道府県に對します事務費八千七百八十万九千円は、都道府県の指導費並びに都道府県に置かれております新市町村建設促進審議会の費用に要します経費の補助金でございまして、補助率は前年通り三分の一でございます。その他、自治府関係の事務費四百二十三万八千円を計上いたしてお

ります。

次は、地方財政再建促進費でございますが、九億四千四百九十六万三千円でございまして、前年に比較いたしまして、二百億七千五十五万二千円の減と相なつております。この減のおもな理由は、再建債の利子補給金でございますが、再建債の利子補給金につきましては、別に割り書きがしてござりますように、前年度よりの繰り越しが二億九千七百二十万六千円予定をいたされましても、これを翌年度使用いたしますといたしまして、合計いたしますと、昭和三十三年度の利子補給金の所要額十二億一千二十二万六千円と相なります。なお、そのほかに都道府県の指導費に対します委託費二千六百五十九万一千円、自治府関係の事務費五百一萬一千円を計上いたしております。

次は、國有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、前年度五億二千円を計上いたしてあります。内訳は、市町村に対します補助金が十四億七千九百六十四万円でございます。この市町村補助金の対象市町村数は七百十でござります。前年は同じく七百十でございました。

○委員長(小林武治君) 本案に対する説明並びに質疑は、次回に行なうことをいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、昭和十三年度自治庁、警察庁及び国家消防本部関係予算に關する件を議題といたしました。

関係当局より、順次、説明を聴取い

拝に要する経費でございまして、この際、あわせて行なわれます最高裁判所、裁判官の国民審査に要する経費も合せます。

次は、公明選挙推進費は一億五千三百三万一千円で、前年に比較いたしまして、四千六百三十一万一千円の増と相なつておりますが、これは、衆議院議員選挙が行われることにもかんがみまして、さらには公明化推進に要します経費を増額計上いたしたものでござります。

次は、方財政再建促進費でございますが、九億四千四百九十六万三千円でございまして、前年に比較いたしまして、二億七千五十五万二千円の減と相なつております。この減のおもな理由は、再建債の利子補給金でございますが、再建債の利子補給金につきましては、別に割り書きがしてござりますように、前年度よりの繰り越しが二億九千七百二十万六千円予定をいたされましても、これを翌年度使用いたしますといたしまして、合計いたしますと、昭和三十三年度の利子補給金の所要額十二億一千二十二万六千円と相なります。なお、そのほかに都道府県の指導費に対します委託費二千六百五十九万一千円、自治府関係の事務費五百一萬一千円を計上いたしてあります。

次は、國有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、前年度五億二千円を計上いたしてあります。内訳は、市町村に対します補助金が十四億七千九百六十四万円でございます。この市町村補助金の対象市町村数は七百十でござります。前年は同じく七百十でございました。

○委員長(小林武治君) 本案に対する説明並びに質疑は、次回に行なうことをいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、昭和十三年度自治庁、警察庁及び国家消防本部関係予算に關する件を議題といたしました。

関係当局より、順次、説明を聴取い

億二千九百万円の増と相なつております。それから、地方道路譲与税譲与金は、百三十一億五千三百万円でございまして、前年度に比較いたしまして、十七億八千万円の増と相なつております。

特別とん課与税譲与金は、六億八千五百円でございまして、前年度に比較いたしまして、九千九百万円の増と相なつております。

その他、三千四百六十万円は、予備費並びに諸支出金でござります。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長(小林武治君) 続いて、警察庁後藤田会計課長。

○政府委員(後藤田正晴君) 昭和三十三年度警察庁予算として計上いたしました額は、百二十七億八千三百余万円であります。警察庁予算に計上されます経費は、国庫で直接支弁する経費と、都道府県警察費に対する国庫の補助金と二本立になっております。

昭和三十三年度警察庁予算として計上されたおりまます公営企業金融公庫出資金が五億円ございます。

次は、特別会計について御説明申し上げます。

地方交付税交付金は、ただいま御説明申し上げました一般会計よりの繰り入れをそのまま受けまして、これを支出しするものでございまして、歳出予算額は、二千二百四十億一千九十六万一千円と相なつております。

次は、奄美群島復興事業費でございまして、十二億三千万円、一千万円の増でございます。

次は、奄美群島復興事業費でございまして、十二億三千万円、一千万円の増でございます。

次は、奄美群島復興事業費でございまして、十二億三千万円、一千万円の増でございます。

次は、奄美群島復興事業費でございまして、十二億三千万円、一千万円の増でございます。

それから、總選舉及び國民審査費七億四千八十二万一千円は、衆議院八十三億三千六百万円でございまして、前年度に比較いたしまして、六

百十の町村に対しまして、二百八万円

でございますが、三十三年度は、全部

議員の選挙、任期満了に伴います総選

その内容のおもなものを申し上げますと、第一は、人件費でございますが、二十六億二千九百余万円であります。これは、警察庁及びその付属機関並びに地方支分部局の人員費のほか、地方警務官つまり都道府県警察に勤務している警視正以上の階級の警察官の人员費であります。なお、この中には今国会に提案されている警察法改正に伴い保安局新設に伴う経費六百万円が含まれております。

第二は、警察教養に必要な経費が四億九千三百余万円計上いたしてござい

ます。この経費は、現有の学校教養施設の維持及び改修に要する経費、学校における教育訓練を行うための教材、

その他に必要な経費及び入校生の旅費であります。

第三は、警察装備に必要な経費とい

たしまして八億一千九百余万円であります。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を続け

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

警察の装備に必要な経費といたしまし

て、八億二千九百余万円を計上いたし

てござります。これは、警察活動用の

車両、舟艇、その他、警察装備品に要す

る経費でありますし、減耗補充等、現

有のものの維持を中心とするものであ

りますが、昭和三十三年度は、特に警

察の機動力を増強するため、老朽車を

整理廃車し、これにかえて、パトローラー・カーワーク、捜査用車百八十台

を増強する等に要する経費を計上いた

しております。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を続け

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめ

て。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

○政府委員(後藤田正晴君) 第三は、

都道府県警察費に対する補助金でござ

ります。

○委員長(小

ものはできないのではないか、この点、どうお考えになりますか。それから、四点は、金融公庫の出資金でありますが、國の政策で、地方債なんかが非常に求められている。その上に、公庫の財源、というのはやはり去年と同じような程度、これでは非常に地方では財源のやり繩りに困ると思うのです。一応地方債なんかのワクをつぶめるならば、こういう公庫の出資金なんていうものを相当ぶやしていかなければ、バランスかとれないのではないか、そういう点をどのようにお考えになつておられるのかといらん。

以上、四点を伺います。

○政府委員(松島五郎君) 新市町村の関係でございますが、当初の要求は千五百町村分ということで要求をいたしましたのでござります。と申しますのは、現在完成をいたしました新市町村が二千四十九ござります。そのほかに段階合併をいたしまして、準完成と言われますのが百九十三ござります。合せますと、大体二千三百四十二、約二千二百五十五町村分といふことで要求をいたしましたのでござります。と申しますのは、昭和三十三年度が実質的に再建の第二年になるわけでござりますが、昭和三十一年度におきましては、再建債の発行が年度の当初から行われる予定でござりますが、私の説明があるいは言葉が足りなかつたかと存じますが、実は、昭和三十二年度が実質的に再建の第二年になるわけでござりますが、昭和三十一年度の途中以後に再建債の消化が行われたわけでござります。従いまして、昭和三十二年度の利子補給金も、年度の途中から利子補給が行われたような格好になつております。昭和三十一年度におきましては、予算上、約四億五千円ばかりの繰り越しを残したのに一気に解決をいたしたいという考え方で五百町村分を要求いたしたわけですが、ただいま御説明申し上げましたように、約その半分の七百五十と相なつております。従いまして、もう一年程度からなければ、現在段階合併までを含めまして、一応、何と申しますか、新市町村と称せられるものに対する補助金が一わたり回らな

いわけでございます。しかし、御承知の通り、新市町村建設促進法は、昭和三十六年度まで有効期間がござりますので、その間に、市町村におきましては、新市町村建設計画の調整の問題もなお残つておる面も少くございませんので、それらのテンポとも見合わせまして事業を進めていくのが適当ではないかと考えまして、本年度は一応七十、これで、前年度までと合せまして約千五百、補助の対象となるわけでござりますので、残ります七百程度は、さらに再来年度においてこれを実施いたしたい、こういふふうに考えておる次第でござります。

それから、奄美の問題でござりますが、奄美の復興事業につきましては、財政局長から、御説明を願います。五ヵ年計画のもとに着手とその仕事を進めておるわけでござりますけれども、昭和二十九年度以来、今日までにつきましては、國庫の事業費が、昭和三十一年度までを含めまして四十一億七千五百円でござります。それで今回この奄美の実態にかんがみまして、五ヵ年計画をさらに十カ年計画に引き直しまして、所要の事業量の補正等を行いまして、計画を改訂をいたしたいと考えておるわけでございまして、これに伴う法律案につきましては、いずれ御審議をいただくことと相なろうと思ひます。それが、そなたしまと、改訂をいたしました場合の國庫負担の事業量を百億といふことになつております。今度は市町村の負担を軽減するために、政府資金もできるだけぶやそと、こういう考え方で、一般会計分はもう全部政

府資金にいたしまして、公募分の金額は総体的に減つております。それで百五十億になりましたが、そのうち、例の大府県等が公募いたしておりますが、その結果、約七千億くらいの限度になります。それで、六ヵ年計画で実施をいたすといつぱり残るわけでござります。それを、今までに実施いたしました分を差し引いて、六ヵ年計画で実施をいたすといつぱり残るわけでござります。それを、今までに実施いたしましたので、繰り越しましたが、また繰り越されるという結果に相なつたわけでござります。その額が、先ほど申し上げましたように二億九千七百万円ございます。そこで、昭和

三十三年度、単年度といたしまして、所要の利子補給額が何ほどになるかと申しますと、十二億一千萬円ばかりでござります。そこで、この繰り越されました二億九千七百万円を差し引きまして九億一千三百万円を今回計上いたしました。それで、この額によつて再建の促進がおくれるというような事態は起らないものと考えておる次第でござります。

それから、奄美の問題でござりますが、奄美の復興事業につきましては、財政局長から、御説明を願います。五ヵ年計画のもとに着手とその仕事を進めておるわけでござりますけれども、昭和二十九年度以来、今日までにつきましては、國庫の事業費が、昭和三十一年度までを含めまして四十一億七千五百円でござります。それで今回この奄美の実態にかんがみまして、五ヵ年計画をさらに十カ年計画に引き直しまして、所要の事業量の補正等を行いまして、計画を改訂をいたしたいと考えておるわけでございまして、これに伴う法律案につきましては、いずれ御審議をいただくことと相なろうと思ひます。それが、そなたしまと、改訂をいたしました場合の國庫負担の事業量を百億といふことになつております。今度は市町村の負担を軽減するために、政府資金もできるだけぶやそと、こういう考え方で、一般会計分はもう全部政

府資金にいたしまして、公募分の金額は総体的に減つております。それで百五十億になりましたが、そのうち、例の大府県等が公募いたしておりますが、その結果、約七千億くらいの限度になります。それで、六ヵ年計画で実施をいたすといつぱり残るわけでござります。それを、今までに実施いたしましたので、繰り越しましたが、また繰り越されるという結果に相なつたわけでござります。その額が、先ほど申し上げましたように二億九千七百万円ございます。そこで、昭和

三十三年度、単年度といたしまして、所要の利子補給額が何ほどになるかと申しますと、十二億一千萬円ばかりでござります。そこで、この繰り越されました二億九千七百万円を差し引きまして九億一千三百万円を今回計上いたしました。それで、この額によつて再建の促進がおくれるというような事態は起らないものと考えておる次第でござります。

それから、公募企業の金融公庫出資金も、初め二十億という要求額であったときに、その考え方が、五億に減らされることは、ずいぶんそこで食い違があるわけです。この点を、もう

業料引き上げによる増収分四千万円等を含むとのことであります。

両県とともに財政再建は順調に進行いたしておりますが、三十二年度の增收分の更途につゝては、自治省の指示に

外の便道にして、自落戸の担当に
対し強い希望を有するようでありま
す。

問題となりました事業税の減税については、福島県は、事業税等の減税に

より有力財源を失うことがないよう必
ずかわり財源で措置するよう希望、山

形県は、伝えられる減税案による試算表の提出がありました。個人事業税の

基礎控除を二十万円に引き上げる場

合
標準税率により七千三百万円の減
収、その他法人分一千万円内外であろ

うとのことでござります。三十二年十一月末現在、個人分の調定額約二億に

対する減収見込みの試算であります。
市町村の状況であります。福島県

においては、二十八年十月一日現在、

三百六十五回三百九十九
市町村を、県計画は、十二市九十町、

前回に漏ることとし、三十二年四月一日現在では十三市五十四町五十四

村、計百二十二市町村となつております。国の計画に対し一〇三%であります。

す。山形県におきましては、二十八年
九月末、五市三十町百八十七村、計二百

二十二市町村でありましたものが、三
十二年八月一日現在、九市二十九町十

三村、計五十一市町村で、計画の九九%を進捗したことになつております。

新市町村建設の重要性を示すものであり、国の施策に大いに期待するゆえんであります。

市町村の財政再建団体は、福島県において三市二十六町村中、白河市ののみは計画以上の赤字が生じ、自治庁直轄の所管に指定されたほか、いずれも順調に進んでいるとのことです。山形県における再建は六市十一町村、財政再建は順調ですが、赤字原因は、ほとんど全部の団体が関係町村の持込み赤字のようあります。

市町村財政の状況も一般的に改善されつつあると見てよろしいと思います。たとえば、福島県下の市町村について言いますと、市町村を通じての不足額、三十年度四億六千七百万円です。あつたものが、三十一年度には黒字一億八千四百万円となつております。三十一年度再建債四億四千一百万円が入っておりますから、この差額がそのまま財政上の余裕ということではあります。なぜんが、黒字団体の実質収支の差額は、一億五千九百万円より三億三千七百万円に増加、赤字団体についても、再建債によるたな上げ分のほか、必要があると思います。福島県では、全市町村が第二方式たゞ書きによつており、基準財政収入額の七分の十は、三十一年度六億三千万円であるのに對して、約十三億の市町村民税を收入しているのであります。三十二年度は約十億内外の見込みとのことであります。

市町村を通じての希望は、財政については、投資的建設的支出について必

要すると思ひます。財政問題は、仕事の内容をあわせて考えなければ意味が少いと思います。

なお、この際、県市町村の要望について、その主要なものを紹介しておきたいと思います。最高責任者の不在であります。しかし、問題の所在については了解することができるのです。

福島県から出されたものは、

- (一) 交付税率一・五の引き上げ。
- (二) 交付公債を無利子とすること。
- (三) 公営企業金融公庫につき政府資金の増額、旧指定債の引き受け、既発行債の低利借りかえ。
- (四) 国庫補助単価、補助率の是正と零細補助金の整理振りかえ。
- (五) 教育費につき建築費、教材費の補助増額等。

内 財政再建促進法施行令等十一条の二の指定事業の範囲を拡張し、東北開発を促進すること。

内 自動車取得税を法定普通税とされたい。

福島市からは、

- (一) 下水行政の一元化。
- (二) 失業対策の再検討。
- (三) 公営住宅用土地についての起債の許可。

山形市よりは、投資的経費については、原則として起債を許すこと。特に学校用土地について認めるところは、所管部課別に詳細な要望の提出がありました。文書報告に譲り、ここに省略いたします。

(一) 合併町村における電話、郵便の統一。

(二) 新市町村建設につき補助を増額し、国有林払い下げの促進。

(三) 地方債融資事務の自治庁一元化。

(四) 国の出先機関の一元化と地方團体への委任。

(五) 交付税は普通交付税に努めて算入し、特別交付税の割合を減ずること。

(六) 再建団体の指定事業の中に土地改良、都市計画等を加えること。

(七) 市町村民税につき青色申告の弊除を除くこと。

(八) 木材引取税につき當林署が特別徵収を拒否せざるよう指示すること。

(九) 山形県町村会の提出意見は、次の諸点にわたるものであります。

(一) 府県制度の改正。

(二) 府県は半官半民とし、広域行政を所管せしめる。

(三) 府県は国の出先機関を統合し、市町村を監督するがことき制度は廃止する。

(四) 自転車荷車税、木材引取税の廢止反対。

(五) 消防税創設反対。

(六) 県民税は廃止し、分担制度とする。

(七) たばこ消費税繰り入れ率の引き上げ。

(4) 零細補助金の廃止。
(5) 新市町村建設補助金は三十八億
とすること。

(6) 町村の財政能力に応する公共事
業関係起債のワクを確保すること。

以上、要点について御報告申し上げ
た次第であります。

○委員長(小林武治君) ただいまの御
発言について何か御質疑がござります
か。——別段御発言もなければ、本件
はこの程度にいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、お詫び
いたしますが、明日の金曜日、定例日で
ございますが、これを取りやめて、来
週火曜日に本委員会を開くことにし、
その際は、銃砲刀剣類等所持取締法案
の実質的審議をいたしたいと、かように
考えますので、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) さよういたします
たいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

〔参考〕

卅三年二月一日

山形県現地調査報告

福島県、山形県において現地調査を行いましたので、概要を御報告しま
す。

地方行政委員長小林武治殿

○一般会計各年度決算状況

区 分	二九年度 決算額	三十年度 決算額	三十一年度 決算額	三十二年度 現計予算額	備 考
歳 入	一四五六・三九	一四五三・〇九	一七三五・〇九	一七六五・四六	
歳 出	一〇八〇・〇七	一五九一・〇〇	一七〇八〇・〇九	一七六五・四六	
差 引 過 不 足	△一五七・七六八	一六四・七九四	一九六・〇九〇	〇	
支 払 緯 延	三五三・七〇	三一・四〇	〇		
事 業 緑 越	一九一・二四	四四八・八三	(六七・六〇〇) 一〇七・六〇〇		
再 差 引	△二〇六・八二八	二一四一・一五七	(二六・五六〇) 八八・四〇〇		
单 年 度 過 不 足 額	△	五五・四五	(二二・三三六・一七)		
附 記			内再建債に よるもの 一八〇・〇〇〇で 実質单年度 黒字は 四三・六一七		

○自昭和三十一年度義務的経費調

事 項	昭和三十一年度		昭和三十一年度		昭和三十一年度		備 考
	総額	県費	総額	県費	総額	県費	
(総務部)	七七五〇	七六三三	九八五・四〇	古九・四七	一五〇・三七	一三一・八七	
選挙事務費	三一・二九	三一・三九	三六・二三	二・四五	四三・五五	三四・四九	
外国人登録事務費	八九三	〇	一七四九	〇	九八	〇	
宗教法人法施行費	八	八	三〇	〇	三四	〇	
行政書士法施行費	三	三	〇	〇	〇	〇	
行政費	三	三	〇	〇	〇	〇	
政治資金規正法施	三	三	〇	〇	〇	〇	
労務管理事務費	五六	〇	七三五	〇	四九	〇	
紙料	六六四	六六四	七三七	七三七	五六〇	五〇三	
金庫事務委託料	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	
町村合併促進費	五七六四	一七九〇	一五三九四	八七五	〇	〇	
公債費	六六〇九	六六〇九	六六〇九	六六〇九	四〇六〇	四〇六〇	
新市町村建設促進費	〇	〇	七〇〇	七〇〇	五二・四四	五二・四四	
厚生部	一七六・八五九	一七六・八五九	一七七・七七	一七七・七七	一四六・七三	一三七・四七九	
生活保護費	三三・三〇〇	三三・三〇〇	七五・一三三	七五・一三三	四八・二一九	四八・二一九	

(1) 義務的経費の増加額と一般財源増加額の比較(福島県)

一、福島県当局の説明によると三十二年度においては一億三千万円の赤字を解消したほか、五千円を積立て、また別に二億五千万円を線上償還するより自治府方面より示唆されているとのことは財源措置の著しく改善されたことを示すものである。義務的経費の伸びと、一般財源との比較においてこの事実は端的に示されているのである。福島県提出の計数によりこれを示せば次の通りである。

○三十年度以降三十二年度まで各年度の義務的経費の増加額と一般財源増加額の比較(福島県)

年 度	義務的経費総額	同上中一般財源額		備 考
		備	考	
昭和三十年度	九〇四一・四六二	五三・七一三		
三十一	九三六・九四	五七一・二一九		
三十二	一〇八九・五九	六六九・一九九		

(単位 百万円)

(2) 一般財源増加額の比較

年 度	二 九	三〇	三 一	三 二	増 加 額		備 考
					一九	二〇	
区 分	二 九	三〇	三 一	三 二	三〇	三一	
税	一・九三	一・九〇	一・八三	一・三五	△ 一〇	一・一〇	
○県	一・九二	一・九〇	一・八三	一・三五	△ 一〇	一・一〇	

	結核予防費	五五四四	三七四五	八〇五九	三九五〇	一三四〇	四八二九
法定伝染病予防費	三四八七	一四四三	三八〇六	一五九七	三四五四	一六八三	
性病予防費	一一八六	一七	八六八	四四	九〇	一〇三	
らい予防費	六六七	一四六	六三六	九三	一	一〇三	
精神衛生費	四四二	二〇六六	五五五	二五六	四七一	一七	
トラホーム予防費	一九四	一九四	二八三	二八三	三八	三八	
寄生虫予防費	九六六	八三三	六三三	六三三	八〇〇	八〇〇	
麻薬大麻取締費	一九三	△	二三四	五五八	一九七	一九七	
葵事費	一〇〇	△	八〇一	一七五	一九七	一九七	
藥事費	一九三	△	八〇一	一七五	一九七	一九七	
療事費	一九三	△	八〇一	一七五	一九七	一九七	
麻薬大麻取締費	一九三	△	二三四	五五八	一九七	一九七	
医务機関運営審議会費	一〇〇	△	八〇一	一七五	一九七	一九七	
温泉保護費	四五三	△	一七五	五五八	一九七	一九七	
温泉保護費	四五三	△	一七五	五五八	一九七	一九七	
医療監視費	一一一	△	九二	一七五	一九七	一九七	
医療監視費	一一一	△	九二	一七五	一九七	一九七	
結核後保護指導所費	〇	〇	三一三	五〇五	四六五	一三八	
(經濟部)	一七一七	△	五〇五三	一五九六	三〇六〇	一〇一六	
植物防疫施設費	八八八八	△	四三〇三	五七〇一	三九九九	四八一〇	三〇六六
農產物検査費	三八〇	△	七	四四六	七八	四六	三八
主要食糧供出費	九四一五	△	六	一〇八三	△	六	〇
食糧需給調整費	二三九九	△	七	一〇三一	△	一五五	五〇八
農協検査指導費	一六〇四	△	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
家畜伝染病予防費	九七三	△	一四一	一七五	八九	一〇一五	一〇一五
肥料検査費	一〇五	△	一四九	一八六	一〇一	三四	三八
蚕業取締費	一三七	△	一三〇	一七五	一七五	一七五	一七五
農業制度改草費	二八五五	△	五三	〇	〇	〇	〇
種畜牛乳検査費	二二〇〇	△	六七一	一六八八	△	一七〇	二〇〇一
凍霜害警報資金利子補給	二四五六	△	一三五	一六八四	△	一六九	一六九
冷害警報利子補給	二三三五	△	一三五	一六八四	△	一六一〇	一八五五

	身体障害者福祉費	六三六	六三三	六六九	一〇一	四八四	一五〇一
戦傷病者援護費	三九四	△	五三	三三九	△	三〇八	三九四
社会福祉審議会費	一九	△	一九	一二	二	一三〇	一〇三
行路病人死亡人取扱費	五九	△	五九	四三	四二	三七	三七
児童福祉審議会費	三三四	△	三三四	一七七	一八一	一八	一八
母子相談員設置費	二〇四	△	二〇四	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
身体障害児補装具交付費	八三	△	一五二	一七三	一六九	一六九	一六九
児童等措置費	四六三五	△	三八九	五二四五	一七三六	六三一九	六三一九
児童保護施設費	二九六九	△	八九五四	一七七〇	一七四九	一七四九	一七四九
婦人保護対策費	〇	〇	〇	三六六	一七五	一七五	一七五
公私立施設費負担	二五〇	△	二五〇	一八四	一七五	一七五	一七五
青少年問題協議会費	五三	△	五六五	三八六	一九一	八九	八九
国民健康保険診療報酬審査委員会費	五〇	△	五〇	四〇八	五〇	五〇	五〇
災害救助費	五三八	△	五〇三	一六四	一七五	二六〇	二六〇
児童福祉司活動費	一六四	△	二一八	一八六	一八六	一八四	一八四
旧軍人等恩給事務費	一七九	△	九三	四一七	四一九	一〇〇	一〇〇
母子衛生費	二二九	△	五四三	一三九	五五〇	一三九	一三九
優生保護費	一七九	△	四六四	八九七	五四九	一七三	一七三
理美容師試験費	一三五	△	一〇四	一六九	一五五	一四八五	一四八五
クリーニング試験費	二五△	△	三〇△	九六四	三一△	一九	一九
屠畜検査費	六五〇	△	七五五	五三△	一三八五	一四〇	一四〇
牛乳衛生指導費	三三一	△	三三一	一四三	一四〇	一八〇	一八〇
食品營業許可費	三〇	△	六四四	六三一△	六〇三	一四七	一四七
調理士条例施行費	三八〇	△	五〇	一四二	△	五三	一四二
鼠類昆虫駆除費	一七九	△	一七九	一七九	一七九	一〇一〇	一〇一〇
狂犬病予防費	八〇〇	△	四三五七	七〇五二	△	五三五三	八六〇九

有畜農家家畜導入 資金利子補給	一一一五	一五〇	八九七	一〇五	七三九	一〇〇
水害經營資金利子 補給	〇	〇	〇	〇	二一〇五	六六六
(商工労働部)	六〇六〇	九〇三	五七三	六五	七六四	二七五
高圧ガス取締費	二〇六	△	三五	一〇一	△	一〇〇
火薬取締費	六六七	△	七〇九	七六六	△	七九四
計量費	一〇〇一	△	一八九	一六六	△	二九〇
地労委運営費	三一七五	三一〇〇	一〇七〇	二八〇	二九九	二九九
準司法的機能遂行 費	四	四	六	六	一七五	一七五
労働争議調整費	一八七	一八七	一三二	一三一	一四一	一四一
不当労働行為行政 訴訟費	一〇三	一〇三	七	七	三〇	三〇
(農地林務部)	一四一三	六八九〇	三一五	一六三	一一五八	四六〇
保安林配備費	九〇三	〇	九〇	△	一	七〇
森林害虫防除費	二三三	三〇	三一六	一〇一	五七八	一八六
開拓審議会費	三〇〇	〇	三五	〇	一三三	〇
農地調整費	六六三	八七	八六	〇	三四五	四五
農地等訴訟費	一二四	△	一	一〇〇	〇	五〇
(土木部)	一九〇八	△	一〇六〇	一〇六〇	△	五七〇七
都市計画地方審議 会費	七五七	七五七	二四九	五九〇	五九〇	五九〇
土地収用委員会費	一七三	一七三	二六九	二六九	一四六	一四六
建設業費	五〇八	△	一九四	二七二	△	一九三
建築基準法施行費	一六六	△	二七一	九九	三六七	三〇七
建築士法施行費	一七五	△	一四六	一五〇	△	一四九
宅地建物取引業施 行費	一五八	△	二九	一八	△	三一九
(教育費)	三八一	二一五三	四〇八	一七五二	六四三	三三七八

教職員免許事務費	四二	△	五一	四六	△	八七	四六	△	六九四
教科書展示会費	一〇四		一〇四	九		九	九四		九四
教職員特別身体検 査費	一五九		一三四	一七〇		一四三	一三一		一九六
鉛筆刀劍等登録事 務費	八六	△	一一〇	八〇	△	古西	一〇〇	△	二〇
私立学校審議会費	四〇五		四〇五	四三九		四五九	四五八		四五八
事務費	九四		八九	六一		五二	六九		五九
児童就学奨励費	一二六		五七四	一三三		六七三	二九五		一四七三
(警察)									
自動車免許事務費	一五三	△	七三九	一五七	△	七四八	一〇三	△	一〇七四
(入件費)	七三〇〇	〇〇〇〇	七八五	七四八	〇〇〇〇	七七五	一五五	〇〇〇〇	一五五
給与費	六六五〇	〇〇〇〇	一三〇	六八六	〇〇〇〇	一三〇	七八三	〇〇〇〇	一三〇
退職手当	三七八	一五	一〇一	三九二	一九八	一七〇九八	二六八三	一九九	二六八三
恩給及退職料	三三一	一〇八	二七四	三六二	二九四	三七六	三九	三七五	九四六
合計	九〇〇一	一〇八	二七四	三六二	二九四	三七六	三九	三七五	九四六

一、福島県財政が著しく改善の方向に向いつることは財源措置の改善もあるが、県としての経費節減策によるところが多く、その状況について県当局は次の如き資料を提出している。

○三十年度を中心として最近行つた経費節減施策の概要

財政再建計画に則り消費的経費の抑制及び節減のための施策を行つた。

(1) 人事費の騰勢を抑止するため、昭和二十九年度より昭和三十一年度まで知事部局、一九四人(実数七一七人)委員会部局二八人警察職員二三八人の職員定数の縮減を行つた外、昇給昇格について、昭和三十一年度において三・六・九月延申を、昭和三十一年度において三月延申三月短縮を実施した。

(2) 物件費その他経費については極力その增高を抑制し、併せて節減を実施して來た。各年度比較次表のとおり

(普通会計 単位 百万円)

年 度	物 件 費	二九年度 を一〇〇 として	そ の 他 の 経 費	二九年度 を一〇〇 として	備	考
二九	一、五九一	一〇〇	二一、一〇三	一〇〇		
三〇	一、三六九	八六	一、九〇五	九〇		
三一	一、三〇九	八二	一、六九四	八〇		
三二	一、四二四	八九	一、八五三	八九		

一、財源措置の内容を検討する、ついては交付税法上の基準財政需要額と基準財政収入額との差を比較することが一要点となるがその意味は要するに交付税法上のこの計算は主としてその団

体の必要とする一般財源の額を計出する技術的手段である」とによる。但し、この場合において、地方団体から提出する資料中、使用一般財源の計算については人件費、旅費等、複雑で区分

○昭和三十年度～三十二年度基準財政需要額と現計額比較

(福島県) (単位 千円)

に困難なものについて計出の方法に錯誤のある場合あり注意を要するが、福島県提出の計算は極めて詳細であるから掲げて置く。

区 分	昭 和 三 十 年 度				昭 和 三 十 一 年 度				昭 和 三 十 二 年 度			
	決 算 額	一般財源(A)	基 準 財 政 需 要 額(B)		決 算 額	一般財源(A)	基 準 財 政 需 要 額(B)		決 算 額	一般財源(A)	基 準 財 政 需 要 額(B)	
			(A)	(B)			(A)	(B)			(A)	(B)
警 察 費	十六、六九九	六五、八六	五三、〇四	一四、七四	七四、四三	六五、五四	五三、〇四	一四、七四	九、八四	八九、〇三	七三、九四	六三、二三
道 路 費	八五、八五	一〇六、五五	一一〇、一五	一〇六、一五	一〇四、七〇	一一〇、一五	一〇三、九九	一〇三、九九	七七、九三	一、四九、六七	五〇、四九七	三四、一八
橋 梁 費	三〇、七五	一九、三一	三三、六六	三三、六六	三五、九〇	二〇、五六	三五、九〇	二〇、五六	一七、五九	四〇、四三	三〇、五九七	一四、四三九
河 川 費	三五、四四	三三、六六	一七、〇四	一四、六七	三五、七五	三七、五七	三五、七五	三七、五七	八、六二	一六、五八	二四、五〇	八〇、五五四
港 湾 費	七四、七九	九、一〇	一〇、五六	一〇、五六	一三、五四	一三、五四	一三、五四	一三、五四	八、一八五	一六、五八	二四、五〇	三六、二一六
其 他 土 木 費	五〇、三一	一〇四、九九	一〇四、九九	一〇四、九九	一〇四、九九	一〇四、九九	一〇四、九九	一〇四、九九	七八、四〇八	一六、五八	二四、五〇	二八、〇四六
計	二〇〇、六一	三七五、〇五	四二、七六△	三七、六一△	一八、七九	二一、八五	一八、七九	二一、八五	八、六二	三三、五五	九、五六	三九、三三
小 学 校 費	二五四、八五五	一三〇、一五三	一〇一、一八一	一〇一、一八一	一五、〇一	一三〇、四五五	一五、〇一	一三〇、四五五	一〇五、七七	七八、四〇八	一七、五九	一六、三二九
高 等 学 校 費	一五、一五	七五、六二	六五、五七	六五、五七	一七、五二	六四、七一	一七、五二	六四、七一	九、一〇四	一六、五九	二六、四九〇	三一、五四六
其 他 教 育 費	四二、九三	一三、六三	一三、六三	一三、六三	一八、九三	一七、八三	一八、九三	一七、八三	一七、九五	二、九五、四四	一、五七、九三五	一四、八五、五三
計	五六八、四八九	三三、一、六二	二七、九、五五	二七、九、五五	一九、六四	一三、六三	一九、六四	一三、六三	八六、七五	一六、五二	二六、四九〇	八九、三五三
社 会 福 祉 費	八四、六五	二七、九、五五	二七、九、五五	二七、九、五五	一九、六四	一三、六三	一九、六四	一三、六三	一七、九六	二、九五、四四	一、五七、九三五	一四、八五、五三
労 勵 費	五七、一五五	一一、〇四九	一九、六四	一九、六四	一七、五六	一七、五六	一七、五六	一七、五六	一七、九六	三三、九五	三三、九五	三三、九五
衛 生 費	五〇、三九	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四
計	一八、九五、五九	五九、六六	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四	一九、六四
農 業 行 政 費	一五五、〇八二	五三、七四	三六、〇六五五	三六、〇六五五	三五、〇九	一六、九五	六五、一八三	六五、一八三	四九、七九一	一、七三、七六八	五九、三〇六	一五、九〇九
林 野 行 政 費	四五、七六三	一四七、一八四	二五、〇〇七	二五、〇〇七	三一、七七	六一、七〇四	三一、七七	六一、七〇四	一九、六八	三三、五五四	六六、五九	一六、七〇四
水 產 行 政 費	三一、五三三	一七、三一	三一、三一	三一、三一	三一、三一	三一、三一	三一、三一	三一、三一	一五、五五	六八、三	一七、三一	二一、三七
商 工 行 政 費	八六、三〇一	四五、九八五	四五、九五三	四五、九五三	四五、九五三	四五、九五三	四五、九五三	四五、九五三	四五、九五	六七、五九	六七、五九	一三、七六〇
戰 灾 復 興 費	二一〇、六六	七三、八四	五一、四八	五一、四八	四五、七六五	四五、七六五	四五、七六五	四五、七六五	四五、九九	九、四三	九、四三	九、四三
		九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一	九六一
		九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六

そ行 徴 稅 費	二六九、七一	一四五、三七	六八、三三	七六、八九	一五〇、三四	一四五、五五	六六、九八八	七四、五六三	一六一、八六四	八七、九二六	七三、九三八
その他行政費	八八、五六六	至一、八九五	三五、四七一	一五、一三四	八〇、五五	三五、六一〇	四〇、八五	二八、五九	一〇、三一	八二、九三三	四三、九九三
他費	計	一五、五〇一、一	六六、〇三〇	三五、〇〇二	一五、〇三〇	九〇、九四	五七、一六一	四六、八三九	一〇、八三一	一九、六五四	五九、八五五
災害復旧費(元利償還)	一五、八四	一五、八四	七七、六三	三七、六三	一五、三〇八	一五、一〇六	八六、四七四	一〇、八三一	一九、六五四	九五、七四	一〇、九〇九
合	計	一五、七〇〇、六四	六三、〇、八三九	五、三七、一六一	一五、一〇〇	九〇、九四	五九、五五七	五、三七、一九六	一五、三三八	七〇、一八〇	一一、五三三
災害復旧費	四八、一〇三△	一五、一〇三△	△	一五、一〇三△	八〇、三七三	一五、一〇六	一五、一〇六	一五、一〇六	一五、一〇六	五、五〇六	
他会計繰出	二〇、一九五	一五、〇一三	一五、〇一三	一五、〇一三	三五、四七一	三五、四九八	三五、四九八	三五、四九八	三五、四九八	七、八二	六、八二
一時借入金利子	四、四二	四、四二	四、四二	四、四二	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	一三、一〇	一三、一〇
前年度繰上充用金	一五、五、七五	一五、五、七五	一五、五、七五	一五、五、七五	一六、七七	一六、七九	一六、七九	一六、七九	一六、七九	二九、一六八	二九、一六八
特定地方債償還費											
財政再建債償還費											
総	一五、九七、一〇〇	一五、九六、九五三	一五、九六、九五三	一五、九六、九五三	八、七五	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇	三〇、一〇四	三〇、一〇四
註	昭和三十二年度予算額は三十二年十二月一日現在のものを使用した。										

○基準財政収入額と実際収入額比較表

税目 区分	昭和三十一年度					昭和三十一年度					昭和三十一年度				
	基準財政 収入額 (A)	(A) × 10 ⁻⁸ (B)	収入済額 (C)	(C)/(B)	(C)	基準財政 収入額 (D)	(D) × 10 ⁻⁸ (E)	収入済額 (F)	(F)/(D)	(F)	基準財政 収入額 (G)	(G) × 10 ⁻⁸ (H)	収入額 見込 (I)	(I)/(G)	(I) × 10 ⁻⁸ (J)
県民税	一九九、五七	二四九、三六	二五六、一四	一三八、四	一〇三、七	三三、八九	二六八、〇一	二五〇、一八	一八三、六	一四六、八	二四一、三四	二〇、四一七	三一、一四四	一三、五	一〇九、二
事業税	七四七、七〇	九四、六三	九六、九七八	二三九、七	一〇三、七	七四、四三	九〇、五五〇	一〇三、八三	一四三、一	一四五、	七八、〇六	九六、三〇	一一〇、五〇三	一四、六	一一一、一
不動産取得税	五五、二七	六九、〇四	五四、三四四	九八、三	七八、六	三八、七七四	四八、四四七	七〇、七八	一八二、五	一四六、〇	五八、一三五	七九、六八	一二〇、〇四	一三、六	一五〇、四
たばこ消費税	一三九、三八	一五、一〇	一六五、六二	二一八、九	九〇、八	一五〇、五六	三五、七〇七	三三、五七	一四四、	九八、五	三五、六八	三五、六八	三五、六八	一三、五	一〇〇、四
娯楽施設利用税	一七、一六九	二一、一四六	一九、五、一四	一三六、六	九〇、八	一一、三六三	一七、一五三	一七、一五三	一三九、五	一三九、五	三五、七〇七	三五、七〇七	三五、七〇七	一三、五	一〇〇、四
遊興飲食税	一三、三五五	一六、五、三一	一〇、九、三三	一五、六、一	二六、四	一五、〇一五	一六七、五八	一五、〇一五	一六七、九	一四、三	一三、九〇六	一三、九〇六	一三、九〇六	一三、九〇六	一〇〇、四
自動車税	九四、八五三	一八、五六六	一〇、五、四六五	一一、二	八八、九	八九、六一四	一一、一〇一七	一一、一〇一七	一六、二一八	二一六、六	一〇、九六	一三、五五五	一三、五五三	一一一、一	九七七
鉛区税	一五、三三一	一九、四三	一〇、〇、三三	一八、九	一〇、三一	一五、七四七	一九、六三	一三、九九九	一五、一四	一三一、九	一六、七五六	二一、一五五	二一、一五五	一一一、一	一一一、一
狩獵者税	八、九八	一一、一七七	九、九三六	一一、一四	八九、一	九五、一九	一一、八六六	一〇、四〇九	一〇、九三	八七四	一〇、六三	一三、一六六	一三、一六六	一〇、八三	八六
固定資産税	四、九六〇	五、九五〇	五、九五〇	一三、九	1000	三五、〇四九	四、三四八	四、三四八	三九、八一四	四、七六七	四、七六七	四、七六七	四、七六七	一三、九	一〇〇、〇
計	一五五、六四四	一八、五、六四一	一八、五、六四一	一八、五、六四一	101、五	一九、三三四	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一三、一五三	一〇六、六

(福島県) (単位 千円)

入場譲与税	三三四、八九〇	一	三五六、九七一	一〇五	一	四九、三〇四	一	四五、一五四	九六七	一	四九、〇〇八	一	四九、〇〇八	一〇〇	
総計	一七六、七五四	一	二三三、九三三	一三四	一	一九〇、三一三	一	二、五三、九五六	一三一	一	二、三八、六九七	一	二、三九、一〇九	一三二	
(参考)															
果樹税															
家畜税															
軽油引取税															
地方道路譲与税															
歳入合計	一五、三三三、三〇六	一〇〇	一七二、九五〇、八八	一〇〇	一	一四、六五四、八六	一〇〇	一七、九五〇、八六	一〇〇	一	一四、六五四、八六	一〇〇	一	一四、六五四、八六	一〇〇

一、三十年度以降、三十二年度に至る三カ年度の決算(見込)は次の通り。三十一年度、県債の増は再建債によるもの、また三十二年度において繰上充用金の消えているのは再建債による振替えられたものである。人件費、投資的経費の増に注意すべきである。

○各年度一般会計歳入、歳出款別決算(予算)額調

歳入 (福島県) (単位 千円)

科 目	昭和三十 年度決算 額	割合 %	昭和三十 一年度決 算額	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %										
1 県 課 稅	一九〇、一三七	一三三四	二、三七、六九	二、一六	二、三七、六九	二、一六	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
2 地 方 譲 与 稅	五七、一九〇	四〇一	六六、八四七	三六九	六六、八四七	三六九	五五、〇〇八	四七三	五五、〇〇八	四七三	五五、〇〇八	四七三	五五、〇〇八	四七三	五五、〇〇八	四七三
3 地 方 交 付 税	三、七四、三四五	三六〇七	四、一六、八四五	三四三五	四、一六、八四五	三四三五	五、一三、四八六	二八九三	五、一三、四八六	二八九三	五、一三、四八六	二八九三	五、一三、四八六	二八九三	五、一三、四八六	二八九三
4 公営企業及財産収入	一一五、六九一	〇八一	一五、九六三	〇八八	一〇五、四七	〇六一	一一五、六九一	〇八一	一一五、六九一	〇八一	一一五、六九一	〇八一	一一五、六九一	〇八一	一一五、六九一	〇八一
5 分担金分負担金	八八、三三三	〇六二	三三、一五五	一八六	四八、一八三	二四二	八八、三三三	〇六二	八八、三三三	〇六二	八八、三三三	〇六二	八八、三三三	〇六二	八八、三三三	〇六二
6 使用料及手数料	六九、〇〇三	四八九	七二、八四一	四五四	八五、九三三	三〇七	六九、〇〇三	四八九	六九、〇〇三	四八九	六九、〇〇三	四八九	六九、〇〇三	四八九	六九、〇〇三	四八九
7 国庫支出金	五〇、四九、七六六	三五三	五〇、一〇、三五一	二〇二	六、二三、九四三	三四七	五〇、一〇、三五一	二〇二	五〇、一〇、三五一	二〇二	五〇、一〇、三五一	二〇二	五〇、一〇、三五一	二〇二	五〇、一〇、三五一	二〇二
8 寄附金	一一三、八四六	〇八〇	一五、八六三	〇八九	一〇、一三三	一〇一	一一三、八四六	〇八〇	一一三、八四六	〇八九	一一三、八四六	〇八九	一一三、八四六	〇八九	一一三、八四六	〇八九
9 繼入金	三三三、六八〇	一・五七	一六、九六八	一・五三	一五、九五〇	一六六	三三三、六八〇	一・五七	三三三、六八〇	一・五三	三三三、六八〇	一・五三	三三三、六八〇	一・五三	三三三、六八〇	一・五三
10 雜収入	三六四、一五七	三九五	三六四、一五九	三三六	六六、四四三	三七八	三六四、一五七	三九五	三六四、一五七	三三六	三六四、一五七	三九五	三六四、一五七	三九五	三六四、一五七	三九五
11 總出金	一一一、六七三	八五二	二、七九、〇〇〇	一五九七	五五、〇〇〇	三三六	一一一、六七三	八五二	一一一、六七三	一〇一	一一一、六七三	一〇一	一一一、六七三	一〇一	一一一、六七三	一〇一
12 繰越金	一一一、六七三	八五二	一一一、六七三	一・五七	一一一、六七三	一六六	一一一、六七三	八五二	一一一、六七三	一・五七	一一一、六七三	一六六	一一一、六七三	一・五七	一一一、六七三	一六六
13 公債費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
14 諸支出金	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
15 予備費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
歳出合計	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100

(1111 - 1 - 111)

科 目	昭和三十 年度決算 額	割合 %	昭和三十 一年度決 算額	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %	昭和三十 一年度現 計予 算額(十一 月未現在)	割合 %		
1 議会費	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四	四五〇、九七〇	〇・三四
2 県庁費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
3 警察消防費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
4 土木費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
5 教育費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
6 公共事業費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
7 社会及労働施設費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
8 保健衛生費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
9 産業經濟費	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六	九〇〇、四〇九	五六六
10 財産費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
11 統計調査費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
12 選舉費	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇	一、九〇、一三七	一、九〇
13 公債費	六九〇、〇九九	四二三	九四、一三七	五三六	一、四二、九〇六	一、四二、九〇六	一、四二、九〇六	一、四二、九〇六								
14 諸支出金	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
15 予備費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
歳出合計	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100	一五、一七、〇九九	100

(1111 - 1 - 111)

○一般会計各年度性質別決算(予算)状況

(福島県) (単位 千円)

区 分	昭和三十年度		昭和三十一年度		昭和三十二年度		備 考
	金額	%	金額	%	金額	%	
一 消 費 的 経 費	10,338,336	六四二五	10,150,027	五九四四	11,305,926	六七〇三	
1 人 件 費	7,300,350	四八六六	7,482,050	四三六一	8,309,267	四七二四	
2 物 件 費	1,363,355	七九三	1,264,450	七二二	1,359,353	七六一	
3 そ の 他	1,666,651	10四八	1,455,657	八五一	1,650,556	九三三	
二 投 資 的 経 費	三,333,777	10四九	4,000,464	三八三	4,254,876	三五七	
1 普通建設事業	三,334,177	13九一	2,655,651	12五七	3,335,355	18四九	
2 失業対策事業	六四一,066	四〇三	六三〇,777	三七三	五四〇,355	二九九	
3 災害復旧事業	四〇七,001	二五五	七三三,850	四三三	七三三,107	四三	

○福島県歳入歳出年次総合計画

区 分	年 度		昭和二十九年度		昭和三十一年度		昭和三十二年度	
	(歳 入)	(歳 出)	歳 入 額	(一般財源とし て使用可能額)	歳 入 額	(一般財源とし て使用可能額)	歳 入 額	(一般財源とし て使用可能額)
一 税 収	入	入	一九三	一九三	一九一	△	一九〇	一九〇
イ 普 通 年 度 分	入	入	一九三	一九三	一九〇	△	一九〇	一九〇
口 財政再建のための増収分	入	入	一九〇	一九〇	一九〇	△	一九〇	一九〇
二 地方交付税及地方譲与税	入	入	三八〇六	三五七	四〇九五	四〇七	四〇四	三三八
三 国 庫 支 出 金	入	入	五四四	〇	五〇九	〇	五三三	〇
四 地 方 財 政 再 建 債 債	入	入	一,881	〇	一,851	〇	一,831	〇
イ 財 政 再 建 債 債	入	入	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ロ そ の 他	入	入	一,841	〇	一,791	〇	一,731	〇
五 そ の 他	入	入	二,951	三五	二,956	三五	二,956	三五
歳 入 計	入	入	一四,699	五八三	一五,044	六三六	一五,044	六三六
(歳 出)	歳 出 額	歳 出 額	一般財源充 当額	一般財源充 当額	一般財源充 当額	一般財源充 当額	一般財源充 当額	一般財源充 当額
一 消 費 的 経 費	一,859	五八二	一,859	五八二	一,859	五八二	一,859	五八二

三 繼 出 金	二〇八,九五	一三三	二七七,四七二	一六三	三五八,五五二	一八五
四 公 債 費	六七九,九五	四二七	九一四,三七	五三五	一四六,0111	八三〇
五 前年度繰上充用金	一五九,七一〇	100	一七〇,800,000	100	一七〇,800,000	100
六 予 備 費	一五九,七一〇	九二六	一六六,七七	九七五		
歳 出 合 計	一五九,七一〇	九二六	一六六,七七	九七五		
前年度繰上充用金	一五九,七一〇	九二六	一六六,七七	九七五		
歳 出 合 計	一五九,七一〇	九二六	一六六,七七	九七五		

一、福島県の財政再建計画の基本方針は次の通り。その他の事項は概ね共通のものであるから省略する。

(一) 財政再建の期間 昭和三十年度より昭和三十九年度までの十年

財政再建の基本方針 財政運営の基本は、県償債還費が一般自由財源を相当超過する現状にがあるので、他の経費は極力地方交付税基準財政需要額の範囲を目標とし、県政施策はその緩急軽重を勘案して重点主義を執り、速なる財政の再建を図る。

右、財政再建計画の年次別歳入、歳出計画は次表の通り。三十一、二年度は共に変更後の数字である。三十二年度中、給与改訂は国の指示による内容で切替を終つている。

一、山形県は面積九、三三五平方キロ。人口、一三五万で一平方キロ当たりの密度は三十年度において一四五人、それを全国平均、一四一人、人口の増加率は二十五—三十年について、全国平均、七・三%、東北六県の平均四・三%であるが、山形県のみについて見るとこの間に、三、六九八人の減少となつてゐる。この種の事実は概ね、山形県の事情を推察せしめるに足りる。

一、山形県の財政事情は福島県に類似し、更に一層の困難を伴うものと見てよい。その赤字再建団体であることは同様であるが、人口比における財政規模は相当に低いのである。

一、山形県の二十七年度以降の決算内容は次表の通り。三十一年度において再建債により、約六億をタナ上げし、单年度においては二億内外の黒字となつてゐることを示す。

イ 人	件	費	セ'一六	四'五三	セ'五三	四'五〇	△	三'一	セ'七九	四'六八四	一八四	八'五〇	五'六	四'六六
(イ) 基本給			五'一六	三〇六	五'一九	二九八	△	一〇六	五'三五	三〇九三	一六五	六'〇八	三'九四	四'〇一
(ロ) 物件費			一四〇三	一四八七	一三三六	一五七三	△	八五	一三五四	一五九	一九	三'五三	一'四六	一七五
ハ そ の 他			一六四	八三五	一六三五	五三三	△	八三	一五七七	四〇三	一二	一六六六	三三	一九
二 投資的経費			四'六六	五七五	三'三六五	一六一	△	一	二'一九〇	四〇	一四	二'三六八	五六	一五
イ 補助事業費			三'四九	二四九	二六九	三'一	△	三	三'一四	三'一四	一三九〇	三六九	五七	八三
ロ 単独事業費			一'八七	三三六	六七五	一六三	△	三	三'一四	三'一四	一三五四	三六三	五八	四九
三 公債費			五'三一	五'三	六九	一六六	△	三	三'一四	三'一四	一三五四	三六六	五九	三六
イ 財政再建債元利償還金			〇	〇	〇	〇	△	九六	八六一	一五九九	一三三四	三〇四	三六五	三六
ロ その他			五'三九	五'三	六九六	一六三	△	八三	四三	三'一四	三'一四	一三五四	三六三	五九
四 そ の 他			三'九	三'九	六九六	一六三	△	八三	一六六四	一六六四	一三五四	三六三	五九	三六
歳出計			一四〇六	七三八	一七〇六	一六三	△	八三	一六六七	一六六七	一三五四	三六三	五九	三六
歳入歳出差引額(A)		△	一五〇七	一六三四	一〇九	一六三	△	一六三	一六六八	一六六八	一三五四	三六三	五九	三六
事業繰越額(B)		△	〇	〇	〇	〇	△	一〇九	一六六九	一六六九	一三五四	三六三	五九	三六
支払繰延額(D)		△	三'五	三'一	三'一	三'一	△	一〇九	一六六九	一六六九	一三五四	三六三	五九	三六
(E) - (B) + (C) + (D) △ 二'一七		△	一'〇四	一'〇四	一'〇四	一'〇四	△	一'〇四	一'〇四	一'〇四	一'〇四	一'〇四	一'〇四	一'〇四

○山形県の状況

一、山形県は面積九、三三五平方キロ。人口、一三五万で一平方キロ当たりの密度は三十年度において一四五人、それを全国平均、一四一人、人口の増加率は二十五—三十年について、全国平

区 分		昭和二十七年度	昭和二十八年度	昭和二十九年度	昭和三十一年度
歳入(A)	歳出(B)	年 度	年 度	年 度	年 度
支 払 繰 延 額(D)	事業繰越財源充当(E)	一四〇三一三九	九二九一〇〇九	九二九一〇〇九	一〇二三五二三一
差引(A)-(B)-(C)	△ 二八、九六	△ 一三、三〇	△ 五七、九四	△ 四〇〇一五	△ 一八、四三
支 払 繰 延 額(D)	△ 二八、四七	△ 一三、一〇	△ 五七、五三	△ 一六、五三	△ 一五、九九

(山形県) (単位千円)

予算繰越未収
支 払 繰 延 額(D)

実質赤字額(F)	六九〇四八△	一〇三・七七△	六五〇六五△	九二・五九△	実質取支
(C)+(D)+(E)					(C)+(D)+(E)
前年度剩余(不足)(G)	三六・九七	六九〇四八△	一〇三・七七△	六五〇六五△	七二・五九△
单年度赤字額(H)	△	二九五・九八△	一七・三五△	西七・〇〇△	一三一・九四
(F)-(G)					八三九・四四
					赤字補填償(I)
					五九〇・〇〇
					差引(H)-(I)
					三九・一四

一、財政好転の主たる原因の一は財源措置の改善に求める事ができる。三十年度以降、各年度の義務的経費の額は次表通りであるが、これに対し、一般財源の額は三十年度四二億二千五百円、三十一年度四六億五千三百万円、三十二年度五六億七千九百万円となつてゐる。

○義務的経費調

項目	三十年度	三十一年度	三十二年度
決算額 一般財源			
人件費			
恩給費			
退職手当			
生活扶助費			
児童保護費			
法定伝染病予防費負担金			
結核予防費負担金			
医療々養費公費負担金			
公債償還費			
計			

(III)・一・一三・調整)

一、但し、県としても各種の経費節減策を行つて来たことはいうまでもなく、県提出資料はこの点について次のように説明している。

○経費節減施策の概要

(イ) 人員節減

昭和三十年十月～昭和三十一年三月 一般職員三〇四名行政整理
口 曜和三十一年度 一般職員六三名減 義務教育職員六七名減(昭和三十一年度定数減)

(山形県)

(山形県) (単位 千円)

(イ) 行政機構改革

イ 本庁機構 昭和三十一年一月 二室七部三四課を二室五部三一課に減少
ロ 地方事務所 昭和三十一年一月 五課一四係を四課一一係に減少

ハ 出先機関 昭和三十一年一月 港外労務管理事務所、北海道物産連絡所、診療所三、草履指導所廃止

イ 異給延伸仲 昭和二十九年四月以降 三ヶ月延伸(昭和三十一年四月復九)
ロ 超過勤務手当 昭和二十九年十月以降 四・二% 昭和三十一年度以降三%

ハ 管理職手当 昭和二十九年十月以降 八% 昭和三十一年八月以降六%
ニ 宿直手当 昭和二十九年十月以降 勤務地手当支給地 一六五円 その他 一五〇円
ホ 日直手当 昭和二十九年十月以降 勤務地手当支給地 二二〇円 その他 二〇〇円

イ 物件費節減
イ 昭和三十一年度(昭和二十九年度基準) 旅費三〇%、食糧費、交際費四〇%、その他物件費二〇%、維持修繕費二〇%節減

ロ 昭和三十一年度(昭和三十一年度基準) 旅費二〇%、食糧費七%、交際費一〇%、その他物件費二三%節減

ハ 昭和二十九年九月以降 県内鉄道賃三等八級職以上、日当宿泊料割増五〇%減

イ 単独事業
イ 物件費節減
イ 昭和三十一年度(昭和二十九年度基準) 旅費三〇%、食糧費、交際費四〇%、その他物件費二〇%、維持修繕費二〇%節減

ロ 補助事業 昭和三十一年度 内示額の八〇%実施
ハ その他節減

イ 補助負担金(昭和二十九年度実績) 一二三・〇〦〇千円節減
ロ 補助事業 昭和三十一年度 内示額の八〇%実施

ハ その他節減

イ 単独事業
イ 物件費節減
イ 昭和三十一年度(昭和二十九年度基準) 旅費三〇%、食糧費、交際費四〇%、その他物件費二〇%、維持修繕費二〇%節減

一、同時に山形県においては三十二年度より增收を計つてゐる。標準税率による税額に対し、県民税均等割、一割、所得割、一割、同法人分均等割、二割、法人税割、二割、事業税については同様にして個人分、五%，法人分、八%の增收とするものとし、不動産取得税は税率を五%とし、その他、娛樂施設利用税、自動車税について三割の增收を期することとしているのである。三十年度以降の税収(見込)を基準財政収入額を比較して掲げておけば次の通り。

○基準財政収入額と実収入額との比較

税目	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度
県民税	一〇・七四二	一六六・五八	一三一・三五	一七八・三六	一八八・五三△
事業税	三六・六九	四九・五〇	四〇・一七	五五四・一三	五〇・一四△
不動産取得税	三五・五七	四四・四〇	三六・〇八	五七・八六	五六・〇三△

(山形県) (単位 千円)

一、但し、県としても各種の経費節減策を行つて来たことはいうまでもなく、県提出資料はこの

点について次のように説明している。

○経費節減

(イ) 人員節減

県たばこ消費税

県たばこ消費税	七九、三七一	九六、七四二	一至一、六三	一八八、五五四	一五四、五六九	一九一、1000	△	三六、六三一
娯楽施設利用税	八、五六五	八、九五九	一、五一五	八、五四四	三、四四七	六、三〇〇	△	二八、七三
遊興飲食税	九、一九四	一六四、三一六	九〇、四四一	一四、一六六	六六、九〇九	一五、一〇八	△	五四、二九九
自動車税	四九、三三七	大七、五五三	四五、八三七	七三、九〇四	四〇、四五五	八、一〇〇九	△	二七、零六二
鉱 区 稅	一〇、五五〇	一三〇、〇九一	一一、七五三	一五、一、一七	一一、三〇三	一、九、K、一	△	四九、四二
狩 獵 者 稅	四、三〇〇	四、五九九	四、四四九	四、五四七	四、七三三	四、五、五	△	五、三〇八
合 計	七九六、四七四	一〇五六、五七六	八八〇、九七七	一、一四三、五五八	一、〇〇四、〇八一	一、一五、五五五	△	一五四、四二

註
— 本表には、滞納繰越分は含まない。

二 実収入額は、過誤納額を差引いた額を計上した。

三 昭和三十二年度の実収入額は、昭和三十二年十二月末日現在の予算額を計上した。
なお、ベン書の数字は標準税率に換算した額である。

○市町村の状況
 ○町村合併進捗率調査

市町村計減少数進捗率

促進法制定以前	五 全	三〇元	三九元
			一

計画圖

二八·一〇·一

二九 三・三一 二 王 三九 三五 三三 一一

10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

卷之三

十五万円の出されているもの十八町、別に県単独により、十五万円あての補助をする

更に補助金を受けないで自主調整を行うものあり、合計六十四町が三十二年度中、調整を行つてゐる。調整を要する経費は風車補助対象等、十八町で計六二

補助額二七〇万円、自己負担、三五三万円で一町当たり約二十万円である。

木賀郡木賀町の施設整備は二十一年度において二十五市町村、事業費総額二千四百万円、中、国庫補助、四二九七万円、地方借入二一五〇万円、一般財源負担分、四〇三万円である。事業対象は道路橋梁関係が最多数を占めている。次表の通り。

○昭和三十一年度施設整備費補助金交付一覽表

| 新市町村名 | | | | | | | | | | 施設整備費・補助金交付一覧表 | | | |
|------------|----|-----------------|--|--|-------|-------|-------|------|--|----------------|-------|------|----|
| 町村名 | | | | | 開闢併用 | | | | | 事業費 | | 同上 | |
| | | | | | 事業費 | | | | | 国庫補助金 | 地方債 | その他 | |
| | | | | | | | | | | 一般財源 | 一般財源 | 一般財源 | 備考 |
| 吾妻村 | 三 | 自動車購入、道路改修、橋梁架替 | | | 四、100 | 一、500 | | | | 二、500 | | | 一 |
| 靈山村 | 四 | 自動車購入、道路新設改修 | | | 四、500 | 一、500 | 一、100 | | | 九、50 | | | |
| 熱海町 | 二 | 自動車購入、道路新設改修 | | | 六、50 | 一、800 | 一、500 | | | 一、200 | | | |
| 天榮村 | 四 | 役場庁舎建築 | | | 五、100 | 一、500 | 二、700 | | | 一、150 | | | |
| 田島町 | 三 | 自動車購入、道路改修 | | | 五、100 | 一、100 | | | | 三、100 | | | |
| 西会津町 | 一〇 | 橋梁架替、道路新設 | | | 四、500 | 一、100 | 一、200 | | | 一、200 | | | |
| 会津坂下町 | 六 | 道路改修、自動車購入 | | | 四、50 | 一、100 | 一、200 | | | 一、150 | | | |
| 表郷村 | 三 | 電話架設 | | | 四、10 | 一、300 | | | | 0、80 | 1、100 | | |
| 古殿町 | 二 | 電話架設、道路改修 | | | 四、10 | 一、500 | 一、300 | | | 0、80 | 1、100 | | |
| 小野町 | 三 | 自動車購入、橋梁架替道路改修 | | | 四、100 | 一、500 | | | | 一、100 | | | |
| 小川町 | 六 | 役場庁舎増築 | | | 三、500 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 飯館村 | 二 | 橋梁架替、自動車購入 | | | 三、500 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 須賀川市 | 六 | 道路新設改修 | | | 五、000 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 浪江町 | 六 | 役場庁舎増築 | | | 八、000 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 棚倉町 | 五 | 橋梁架替、道路改修 | | | 四、100 | 一、500 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 喜多方市 | 八 | 橋梁架替 | | | 五、000 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 北塙原村 | 三 | 無線電話 | | | 三、500 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 湯川村 | 二 | 橋梁架替、道路改修 | | | 三、50 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 小計(昭三)新規分) | | | | | 八、576 | 三、100 | 三、36 | 三、46 | | | | | |
| 会津若松市 | 八 | 広報自動車購入、部落電話架設 | | | 五、00 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 東和村 | 四 | 道路改修 | | | 三、50 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 加納村 | 二 | 電話架設 | | | 三、50 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |
| 三春町 | 三 | 道路改良 | | | 三、50 | 一、100 | 一、200 | | | 0、4 | 1、100 | | |

| | | | | |
|--------------|-------------|---------------|---------|-------|
| 鹿島町 | 四 道路、橋梁改修 | 三、七三 一、五〇〇 | 一 一、六七七 | 一七五 |
| 小高町 | 三 橋梁架替 | 二、九六 一、一〇〇 | 一 一、三九六 | 一、三九六 |
| 小 計 (昭三三継続分) | 三、八一 九、五〇〇 | 一 三、三五七 八、五〇〇 | | |
| 合 計 | 二、一〇四 四、九七〇 | 三、五〇〇 五、七五五 | 四〇、九三三 | |

○昭和三十一年度市町村歳入歳出決算見込額調

| 団体数 | 歳 | (A)入 | | 歳 | | (B)出 | | 歳入歳出差引 | | 継続費過次
越額 | | 支払繰延額 | | 未精算金等 | | 既収入特定財 | | 事業費既収
入特定財源 | |
|---------------------|------------------------|---------|--------|---------|------------|-------|-----|-----------------|-----|-------------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|----------------|-----|
| | | (A) | (B) | (A)-(B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (I) | (J) | (K) | (L) | (M) | (N) | (O) | (P) | |
| 再建団体 | 赤字団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 五、一、二七六、四八六 一、三四八、四一九△ | 七一、九三三 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 二六二、〇二八、六八九 一、九八五、一二八 | 四三、五六 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 三二三、三〇五、一七五 三、三三三、五四七△ | 二八、三七二 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 一一、四四八、七三二 | 五一八、三四△ | 七九、五九二 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 一一、四四八、七二二 | 五一八、三四△ | 七九、五九二 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 八二、九四、八二二、七七七、七〇〇 | 一六四、一二一 | 一四、三七八 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 七二三、一八五、九〇八、二九八、九四一 | 二〇二、九六七 | 九一 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 八〇六、一二七、七二九五、七六〇、六四一 | 三六七、〇八八 | 一四、四六九 | 一、七四三 | 一〇、一一八 | 一、一五五 | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 一三四、二一八、三〇七四、一二六、一一九 | 九二、一八八 | 一四、三七八 | 一、四六九 | 三三、三一〇 | 三八三 | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 一〇九五、六六二、八五一五、四九六、三九三 | 一六六、四五八 | 九一 | 五、〇三〇 | 二一、〇〇七 | 四、九九〇 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 二三二九、八八一、一五八九、六二三、五一二 | 二五八、六四六 | 一四、四六九 | 六、四九九 | 五四、三一七 | 五、三七三 | | | | | | | | | | | | | |
| ○昭和三十一年度市町村歳入歳出決算額調 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体数 | 歳 | (A)入 | 歳 | (B)出 | 歳入歳出
差引 | (C) | 越額 | 継
続費過次
越額 | (D) | 入特定財源 | (E) | 支払繰延額 | (F) | 未精算金等 | (G) | 既収入特定財 | (H) | 事業費既収
入特定財源 | (I) |
| 市 | 五一、〇〇六、七五八 一、二五五、七一三△ | 二四八、九五五 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 四二二、一八五、五七七 二、四五三、九一五△ | 二六八、三三八 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 四七三、一九二、三三五三、七〇九、六二八△ | 五一七、二九三 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 八二、五六〇、八四九 二、四七七、二七九 | 八三、五七〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 七〇二、七七九 〇、一七二、六六八、八〇六 | 一一〇、一一一 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 七八五、三三九、八六六 五、一四六、〇八五 | 一九三、七八一 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 三四、三八〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 村 | 一五九、四〇一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一、市町村について、財源措置が改善され、その財政内容を向上しつつあることは三十一年度、三十一年度の決算(見込)の比較によつて知り得ると思ふ。

三十一年度末、市町村の收支総計では実質収支の不足、四億六千七百万円、三十一年度は逆に円を計算に入れても、財政内容は著しく改善されたと見得る。赤字団体、黒字団体、市、町村の別による実質収支は次の如くである。

一、市町村について、財源措置が改善され、その財政内容を向上しつつあることは三十一年度、三十一年度の決算(見込)の比較によつて知り得ると思ふ。

三十一年度末、市町村の收支総計では実質収支の不足、四億六千七百万円、三十一年度は逆に円を計算に入れても、財政内容は著しく改善されたと見得る。赤字団体、黒字団体、市、町村の別による実質収支は次の如くである。

| | | 市 | | 一三三、五六七、六〇七三、七三一、九九二△一六五、三八五 | |
|------------------------------------|-----------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|-----------------------|
| 町 村 | | 一一二四、九六四、五九四五、一二三、七二二△一五八、一二七 | 計 | 一二五八、五三三、二〇一八、八五五、七一三△三三三、五一二 | |
| 区分 | | 基準財政収入額(A) | | 税 収 入 類別(B) | |
| 税 目 別 | 区 分 | 基準財政収入額(A) | 税 収 入 類別(B) | 基準財政収入額の
10/7の額(c) | 基準財政収入額の
10/7の額(c) |
| 市 町 村 民 稅 | 四四二、四二〇 | 一、二九七、三〇七 | 六三三、〇二八 | | |
| 固 定 資 産 稅 | 一、二四六、四二五 | 一、九一九、四二一 | 一、七八〇、六〇七 | | |
| 自 転 車 荷 車 稅 | 七五、四四〇 | 一〇三、三五五 | 一〇七、七七一 | | |
| 市町村たばこ消費税 | 二五六、四九二 | 三五九、六二九 | 三六六、四一七 | | |
| 電 気 ガ ス 稅 | 一四八、九九九 | 二三八、五六一 | 二二二、八五六 | | |
| 鉱 産 稅 | 四三、四三〇 | 六二、二七六 | 六二、〇四三 | | |
| 木 材 引 取 稅 | 二九、四五五 | 一六、一四九 | 四二、〇七八 | | |
| 入 湯 稅 | 一一、八二三 | 八、五二三 | 一六、八九〇 | | |
| 市町村納付金及交付金 | 一二三、二四五 | 一六一、七八三 | 一六一、七七九 | | |
| 計 | 一、三六七、七二九 | 四、一六六、九八四 | 三、三八二、四六九 | | |
| 昭和三十年度税目別基準財政収入額と実際の収入額との比較表(市町村分) | (福 島 県) | (単位 千円) | | | |
| 市 町 村 民 稅 | 四二〇、六三七 | 一、一九〇、三四四 | 六〇〇、九一〇 | 10/7の額
(B)の額(c) | 10/7の額
(C) |
| 固 定 資 産 稅 | 一、一八六、五八六 | 一、六六七、八四二 | 一、六九五、一二六 | | |
| 自 転 車 荷 車 稅 | 七〇、八二四 | 九五、五四五 | 一〇一、一七九 | | |

一、但し、この場合において福島県下の全市町村は市町村民税の所得割について第二方式但書を用い、これによつて交付税法上の基準財政収入額を五乃至六億上廻る収入を得てゐることである。基準財政需要の計算乃至、地方債許可の方針に町村財政の実態に合わぬものを有するか、または市町村における財政運営に不適当のあるかの何れかを理論上は示すのであるが、むしろ、前者にその理由を求むべきものと考えられる。税収と基準財政収入とにつき税目別の額を示せば次表の通り。

○昭和三十一年度税目別基準財政収入額と実際の収入額との比較表(市町村分)

| 税目別 | 区分 | 基準財政収入額(A) | | |
|------------|------------|------------|------------------|---------|
| | | 税収入額(B) | 10/7基準財政収入額の額(c) | (単位 千円) |
| 市町村民税 | 四四二、四二〇 | 一二九七、三〇七 | 六三三、〇二八 | (福島県) |
| 固定資産税 | 一、三四六、四五五 | 一、九一九、四一一 | 一、七八〇、六〇七 | |
| 自転車荷車税 | 七五、四四〇 | 一〇三、三五五 | 一〇七、七七一 | |
| 市町村たばこ消費税 | 二五六、四九二 | 三五九、六二九 | 三六六、四一七 | |
| 電気ガス税 | 一四八、九九九 | 二三八、五六一 | 二二二、八五六 | |
| 鉱産税 | 四三、四三〇 | 六二、二七六 | 六二、〇四三 | |
| 木材引取税 | 二九、四五五 | 一六、一四九 | 四二、〇七八 | |
| 入湯税 | 一一、八二三 | 八、五一三 | 一六、八九〇 | |
| 市町村納付金及交付金 | 一二三、二四五 | 一六一、七八三 | 一六一、七七九 | |
| 計 | 一二、三六七、七二九 | 四、一六六、九八四 | 三、三八二、四六九 | |

○昭和三十年度税目別基準財政収入額と実際の収入額との比較表(市町村分)

(福島県) (単位 千円)

| 市町村たばこ消費税 | | 二四三、九八三 | | 三三三、八一〇 | | 三四八、五四七 | |
|---|--|---------------------------|--|-----------|--|------------|--|
| 電気ガス税 | | 一四九、一〇九 | | 二二〇、七五八 | | 二二三、〇一三 | |
| 鉛座税 | | 三九、九三二 | | 四八、四六八 | | 五七、〇四四 | |
| 木材引取税 | | 二九、八一六 | | 九、九二二 | | 四二、五九四 | |
| 入湯税 | | 一三、四五五 | | 六、九三八 | | 一九、二二二 | |
| 計 | | 一、一五四、三四一 | | 三、五七二、六二七 | | 三、〇七七、六三三 | |
| 市町村民税(住民税)の課税状況の調書 | | | | | | | |
| 一、所得割の課税方式 | | 第一課税方式但書を県下全市町村が採用していること。 | | | | | |
| 二、所得割の第二課税方式採用市町村に税率等の状況について | | | | | | | |
| 事項 | | 本文 | | 第二課税方式 | | 上欄の市、町村別内訳 | |
| 一、法定の所得段階及び準税率をそのまま採用している市町村数 | | 但書 | | 市町村計 | | (福島県) | |
| 二、所得段階は法定によらないで税率のみ準税率を採用した市町村数 | | 三 | | 四 | | | |
| 三、税率は準税率による市町村数 | | 三 | | 一 | | 五 | |
| 四、昭和三十一年度における所得段階及び税率を昭和三十二年度にそのまま採用の市町村数 | | 七 | | 三 | | 三 | |
| 五、右記以外の方法で昭和三十一年度を改めた市町村数 | | 二 | | 三 | | 三 | |

一、地方債の状況は三十二年五月末現在により、現債額は市分、二十億内外、町村分も二十億内外、元利償還額は三十二年度において市分、二億内外、町村分、一億五千万円内外とのことである。公債費の問題はその元利償還に要する経費が一般財源に対し、どの程度の重圧となるかの点にある。故に元利償還金と一般財源との比率によつてまず、検討すべきものと思うのであるが、地方財政の状況(自治庁)は税収入との比較による方法を探つてゐる。府県分についてはこの比率は二十八年度八%、二十九年度一四・六%、三十年度二〇・九%と急増しているのであるが、五大市を除く市分は二十九年度、八%，三十年度一〇%，町村分は二十九年度、六・九%，三十年度、八・八%である。この比率のみによつてその負担の軽重を結論することができないことはいうまでもないが、山形県における市町村の税収は三十年度三十五億、元利償還額は市町村分、計、三億五千万円であるから、ほぼ、全国平均の比率に当る。但し、未開発地域であること、その他、財源措置の状況よりして、負担はその意味において重いと見て差支えないと。市分、町村分の事業別現在額を掲げておけば次表通り。

(市分) (単位千円) (福島県)

| 事業別 | 三十一年度末現在高 |
|----------|-----------|
| 教育費 | 四七一、四〇二 |
| 消防費 | 三一、三七三 |
| 保健衛生費 | 二八、〇〇五 |
| 普通土木費 | 一九三、八八〇 |
| 農業土木費 | 九〇〇 |
| 産業経済費 | 二五、四〇四 |
| 社会及労働施設費 | 一四三、二二二 |
| 災害復旧費 | 三一八、一〇一 |
| 土木 | 八、八一八 |
| 農林水産 | 五、六五一 |
| その他の | 一二八、七五三 |
| 戦災復旧費 | 一〇、三八九 |
| 転貸費 | 九、八三三 |
| その他の | 一四、二五七 |
| 普通会計分計 | 一、二四六、七六六 |
| 水道事業 | 二五三、七〇五 |
| 病院事業 | 一、五〇〇 |

| 合計 | 三十一年度末現在高 |
|--------------------|-----------|
| 公営企業会計分計 | 一五七、四一三 |
| 水道事業 | 一五七、四一三 |
| 国民健康保険事業 | 五、三一五 |
| 公益質屋事業 | 六、〇七一 |
| 事業会計分計 | 二六六、六〇一 |
| 合計 | 一、六五一、三三三 |
| (町村分) (単位千円) (福島県) | |
| 役場費 | 三一、八〇〇 |
| 消防費 | 一九、八九四 |
| 保健衛生費 | 五七、三八二 |
| 普通土木費 | 七五、六七五 |
| 農業土木費 | 一〇、七四六 |
| 産業経済費 | 二五、八二八 |
| 社会及労働施設費 | 一〇一、〇一六 |
| 災害復旧費 | 一一一、七三四 |
| 土木 | 三九、三六六 |
| 農林水産 | 五一、〇〇〇 |
| その他の | 二一、三六八 |
| 転貸債 | 四〇、〇九三 |
| その他の | 三〇、八四三 |
| 普通会計分計 | 一、二三一、六四八 |
| 水道事業 | 一八七、五三二 |
| 公益質屋事業 | 五五三 |
| 国民健康保険事業 | 一九、五四七 |

事業会計分計

一一〇七、八三二

合計

一、四二九、四八〇

一、市町村の財政再建状況については福島県地方課提出の資料は極めて要領を得ていると思うのでその要旨を掲げる。白河市を除き再建は順調に進行している。

○市町村である財政再建団体の財政再建計画実施状況

(+) 管内市町村の財政再建団体は歳入欠かん補てん債を借入れたもの二十四団体、借入しないもの五団体計二十九団体の他自主再建団体が二団体となつていて。(別表二)

(+) 昭和三十年度を財政再建期間の初年度とする団体は右のうち富岡町及び国見町の二団体であるが何れも計画を上廻る実質黒字を以て決算した。

(+) 昭和三十一年度財政再建計画の実施状況

1 白河市を除きいずれも計画を上廻る実質黒字を以て決算した。(別表二)

2 昭和三十一年度は、昭和三十一年十二月以降昭和三十二年三月に亘り主として次の事由に基く計画変更を行つた。

歳入 1 税の自然増
2 税制改正に伴う国有資産等所在市町村交付金及公社有資産等所在市町村納付金の増収
3 地方交付税決定

歳出 1 各種事業費の確定
2 昭和三十一年七月水害に伴う応急復旧費増
3 災害復旧費及び関連経費増
4 期末手当〇・一五月分増及び関連人件費増
5 参議院議員選舉費増
6 再建債務引延に伴う一時借入金利子増

四 昭和三十一年度財政再建計画実施状況

1 白河市は既定計画を超える実質赤字を発生せしめたため、再建法施行令第十三条の二第一項第三号の規定に基づく指定(三三)、(一)、(四)をうけたが、年度当初より自発的に再建計画の全面的再検討を行い計画の誠実な執行に万全を期している。

2 その他の財政再建市町村は概ね計画に基き誠実な執行に努めているが、なお昭和三十一年十月以降十二月まで実施した監査結果に基き所要の改善措置を講ずるよう求めた。

3 昭和三十二年度第一次計画変更は、昭和三十一年七月以降実施し、夫々承認した他、期末手当〇・一五月分増額支給に伴う変更を現在承認手続中である。第一次計画変更の主たる内容は次のとおりである。

歳入 1 税の自然増

地方交付税の決定

歳出 3 国県支出金及び地方債等特定財源の内容
1 給与改訂に伴う人件費の増

2 政府債の利率引下げに伴う公債費の減

3 各種事業費の確定

4 本年度は年度末まで夫々第二次の計画変更を行うこととなるが、今後余裕を生じることとなる一般財源は極力赤字解消のため留保する一方、単年度赤字の発生を招来せざるよう協議指導する方針である。

○財政再建団体一覧表(別表一)

(福島県) (単位 千円)

| 番号 | 團体名 | 指定期日 | 再建 | | 財政再建債決定額 |
|----------|---------|--------|--------|--------|----------|
| | | | 期間 | 額 | |
| 一 富岡町 | 三一・三・一〇 | 七 | 二〇、〇〇〇 | 七、五〇〇 | 一二、五〇〇 |
| 二 国見町 | タ | 五 | 八、五〇〇 | 三、〇〇〇 | 五、五〇〇 |
| 三 会津坂下町 | 四・一 | 三 | 一六、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 四 西会津町 | タ | 四 | 一、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 五 高郷村 | タ | 四 | 一〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 六 新鶴村 | タ | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 七 山都町 | タ | 五 | 七、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 八 二本松町 | タ | 六 | 三〇、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 九 岩代町 | タ | 五 | 一二、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 |
| 一〇 安達村 | タ | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 一一 下郷町 | タ | 四 | 六、〇〇〇 | 二、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 一二 只見村 | タ | 七 | 二三、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 |
| 一三 南郷村 | タ | 八 | 五、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 一四 会津高田町 | 七 | 一八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 |
| 一五 金山村 | 七 | 三五、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 |
| 一六 矢吹町 | 三 | 六、〇〇〇 | 二、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 一七 飯坂町 | タ | 四 | 二四、五〇〇 | 九、五〇〇 | 一五、〇〇〇 |
| 一八 梁川町 | 六 | 一二、五〇〇 | 五、五〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 一九 棚倉町 | タ | 一 | 二〇、〇〇〇 | 七、五〇〇 | 一二、五〇〇 |
| 二〇 小野町 | タ | 一 | 一、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |

(単位
千円)

| 団体名 | 昭和三十一年度決算額 | | | 昭和三十一年度 | | |
|-------|------------|----------|----------|----------|-------|--------|
| | 歳入額 | 歳出額 | 歳入額 | 歳出額 | 年当額 | 該額 |
| | | | | 翌年度 | 繰越年度 | |
| 富岡町 | 三、三八 | 三、三八 | 三、二九五 | 三、二九五 | 三、七四 | 一 |
| 国見町 | 四、七、五三九 | 五、〇六八 | 四、八、四八八 | 四、九、九三七 | 一△ | 一、四四九 |
| 会津坂下町 | 一、三〇、〇八八 | 一、三〇、〇八八 | 一、三五、〇九九 | 一、三五、一五二 | 一、九九三 | 二、六四四 |
| 西会津町 | 一、三〇、八六六 | 一、三〇、八六六 | 一、一五、一三三 | 一、〇九、二九二 | 一 | 四、九三九 |
| 高郷村 | 君、三七四 | 君、三七四 | 君、三七三 | 君、三七三 | 一 | 一、三三一 |
| 新鶴村 | 三六、一五 | 三六、三五九 | 四、一、三九 | 三八、七六一 | 一 | 二、四六八 |
| 山都町 | 四、二、三三一 | 四、二、三三一 | 四、一、六六六 | 四〇、三三八 | 一 | 一、三八八 |
| 二本松町 | 一、六三、九〇四 | 一、六三、九〇四 | 一、六四、五九一 | 一、六五、三七七 | 一 | 六、三四一 |
| 岩代町 | 七六、〇四二 | 七六、〇四二 | 七九、七七七 | 七九、七七七 | 三、三〇 | 三八、五五〇 |
| 安達村 | 三三、九三二 | 三三、九三二 | 三三、〇九九 | 三三、〇九九 | 一 | 三三、三三一 |

○市町村の状況

一、町村合併は三二二市町村、即ち五市、三〇町、一八七村を四五市町村に減少する計画をたて、三十二年九月一日現在、九市二九町、一二三町、計五一市町村で九九%の進捗を示す。
二、山形県下の市町村の財政状況も概ね、福島県における場合と同様である。二十八年度決算は一億三千七百万円の黒字、二十九年度は四億一千七百万円の赤字、この実質赤字の額は五億八千六百万円に達したのである。(七市三八町村)三十一年度は市町村通計、一億五千万円の黒字となつてゐるが、三十一年中、財政再建債五億三千四百万円によつてこの大部分がタナ上げされてゐることになる。三十一年度との比較は次の通りである。

山形
県

○三十一年度市町村決算概要

(山形県) (単位 千円)

| 区分 | 分 | 町村数 | 歳入 | | 歳出 | | 実質収支 | 三十年度 |
|---------|---------|----------|----------|--------|--------|---|-------|------|
| | | | 歳 | 入 | 歳 | 出 | | |
| 赤字団体 | 黒字団体 | 総上充用団体 | 五 | 四〇二三九 | 四七三〇〇 | △ | 五、五六 | △ |
| 実質赤字団体 | 二 | 一七九六六 | 一七九三六 | △ | 二、五六 | △ | 三、七六 | △ |
| 計 | 七 | 六五九九五 | 六五四五三 | △ | 八、〇六 | △ | 六〇七一四 | △ |
| 黒字団体 | 黒字団体 | 緑上充用団体 | 三 | 一一九〇四九 | 一一三六七五 | △ | 八、一六 | △ |
| 計 | 四 | 五、六九七六六 | 五、四四八〇九六 | △ | 三一、五六 | △ | 一 | △ |
| 合計 | 四四 | 六、七九八五三 | 六五五〇七一 | △ | 三四九八〇 | △ | 一 | △ |
| 合計 | 五一 | 七、四八、七七〇 | 七、三五三五七 | △ | 三〇一、四六 | △ | 七、四九〇 | △ |
| 実質赤字額 | 赤字の原因 | 財政再建債 | | | | | | |
| 昭和二十一年度 | 昭和二十一年度 | 年月日 | 許可 | 許可額 | 政府債公募債 | | | |
| 九年度 | 九年度 | | 年月日 | 許可額 | 政府債公募債 | | | |

- 実質赤字額並びに財政再建債に関する調査 (山形県) (単位 千円)

一、同時に特に町村においては交付税法上の計算において、その町村の所有すべき税収入と見る額、即ち基準財政収入額の10%の額(標準税収入額)をはるかに上回る税収をおびてゐることに注意すべきである。二十九年度において全国町村の税収入は標準税収入額に対しして一〇%、山形県の町村については一四七となつてある。主として市町村民税の第二方式による増収分によるものである。

一、財政再建は順調に進行中であるが、赤字原因及び再建債の許可額を記せば次の通り。

| 区分 | 実質赤字額 | 赤字の原因 | 財政再建債 |
|-----|--------|-----------------------------------|---------|
| 山形市 | 一〇四五二 | 一〇三三五、戸舎建築事業並びに合併関係 | 年月日 許可 |
| 鶴岡市 | 六一三四五 | 六一三四五、戸舎建築事業並びに合併関係 | 許可額 |
| 酒田市 | 一五〇四四 | 一三六一四八、持込赤字 | 政府債公募債 |
| 新庄市 | 四二〇〇三 | 三、二六、市庁舎建設事業による赤字 | 年月日 許可額 |
| 村山市 | 一三、四三一 | 主として六・三制整備事業による赤字 | 政府債公募債 |
| 上山市 | 三六五 | 三六五、による合併関係町村の赤字 | 年月日 訸付 |
| 東根町 | 一九、四九 | 一九、四九、合併関係町村の持込赤字並びに上水道事業の赤字 | 年月日 訸付 |
| 天童町 | 一三、七四六 | 一三、七四六、合併関係町村の持込赤字並びに国保病院の建築による赤字 | 年月日 訸付 |
| 白鷹町 | 一八、九八 | 一七、三三四、合併関係町村の持込赤字並びに国保病院の建築による赤字 | 年月日 訸付 |

- 提出意見
一、各団体より文書によつて提出された希望意見の要旨を掲げれば次の通り。

(1) 福島県

一、地方交付税率の実質的引上げについて

① 地方交付税率一・五を引上げを完全実施し行政水準の向上と地方財政の緩和を図ること

とし、この引上げによつて一方事業税等の減税により有力財源を失うことがないよう減税措置については整財源の措置を構ぜられたい。

② 交付公債について

国直轄工事に対する分担金を納付するために発行する交付公債は無利子とされたい。

③ 公営企業金融公庫の基礎確立とその充害について

政府資金を増額し、旧指定債の引受け及び既発行公募債の低利借替を実施されたい。

④ 国庫補助金の合理化について

補助単価の是正、補助基準の是正、零細補助金の整理による一般財源(交付税)に振り替える等の措置を構じられたい。

⑤ 教育費について

校舎建築費、教材費等の国庫補助増額乃至一般財源の付与等によりその必要行政費を充実することとし、父兄負担の軽減を図り得る様措置されたい。

⑥ 地方財政再建関係について

① 地方財政再建促進特別措置法施行令第十条の二で指定する事業の範囲を拡げ東北開発事業の促進を図られたい。(造林事業、林道事業、工業用水道事業、都市計画事業)

② 地方財政再建のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律(昭和三十一年法律第九十九号)は地方財政再建が完了するまで存続されたい。

③ 自動車取得税の創設について

地方財政における自主財源強化のため既に北海道外五県において実施されている法定外普通税の自動車取得税を法定普通税として立法化されたい。

④ 町村合併に伴う同一市町村における電話及び郵便の同一扱いの措置を促進せしめられたいこと。

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|---------------|--------|------------|--------|
| 遊佐町 | 三〇、三四四 | 三、六六〇五 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・七 | 三〇,000,000 | 一七,000 |
| 湯瀬町 | 二三、二三三 | 一八,000 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・五 | 一〇,000,000 | 七,000 |
| 朝日町 | 七、二二八 | 七、四〇六 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・八 | 七,000 | 四,000 |
| 中山町 | 七、八二六 | 六、〇二元 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・七 | 六,000,000 | 三,000 |
| 八幡町 | 三、四六七 | 三、五六〇 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・七 | 一七,000 | 10,000 |
| 戸沢村 | 四、六五 | 四、二〇〇 | 合併関係町村の持込赤字 | 三・一二・六 | 四,000 | 二,500 |
| 鮎川村 | 八、三七九 | 九、六六 | 合併による人件費の増と微税 | 三・一二・七 | 八,000 | 五,000 |
| 温泉町 | 三、二二九 | 三、二二九 | 不振 | 三・一二・七 | 三,000 | 二,000 |

新市町村育成のため、建設補助金の増額措置及び国有林野の払下げを促進せられたいこと。

事務分配に関して、地方債融資開係事務を自治庁に一元化させたいこと。

なお、国の出先機関の事務は、努めて一元化し、できる限りその事務を地方自治体に機関委任せしめられたいこと。

地方交付税のうち、特別交付税の算定要素中恒常的なものを普通交付税に編入し特別交付税の税率を引下げる措置を講ぜられたいこと。

再建団体に対する指定事業の範囲に、市町村が行う土地改良事業及び都市計画事業を入れる措置を講ぜられたいこと。

市町村民税の課税について、所得税法上の青色申告とその他のもの不均衡が甚だしいので、地方税法上青色申告の専従者控除を認めない取扱いに改正されたいこと。

木材引取税の徵収事務中、国(營林署)が特別徵収義務者になることを拒否しているが、国の機関として、かかることのないように林野庁において所管下級庁に対し、強い指示を与えるようせしめられたこと。

一、山形県町村会の希望意見は次の通り。

- 1 府県制度の改正

現在は二重行政であるから府県制度を速かに改正して、市町村に行政事務の大部分を移管すべきである。

2 国と市町村との関係

現行府県制度は半官(国の出先機関)半民とし、市町村のやれない広域行政を受け持たせる。

3 国と府県との関係

府県は国の出先機関を統合し、市町村を監督するが如き制度は廃止すべきである。

4 自主財源の強化

自転車荷車税、木材引取税の廃止は反対である。

消防税の創設は反対である。

課税対象が一般大衆でなく業者から強いて反対はしない。

5 税制の改正

タバコ消費税の織入率は引上げるべきである。

県民税は廃止すべきで、分担制度とすべきだ。

6 地方交付税

財政調整の役目を完全に果たせるためには、算定方法を更に改善すべきである(未開発補正の市町村への適用)

織入率の引上げは当然行うべきだ。

7 各種補助金

零細補助金はこれを整理して重點化すべきである。

更に用途については、町村の自主性を尊重すべきである。

(殊に農業振興など)

8 起債

一般公共事業費の起債を全額減することは町村に仕事をさせないことである。町村の財政能力に応じて計上すべきである。

すべて改善すべきものばかりである。

一、勿来市(福島県)の希望意見は次の通り。

1 地方交付税収入額の算定基礎について

については、鉱産税の基準収入額は、前年度の調定額を基礎とせられない。

鉱産税に対する基準収入額については、生産量に単価を乗じて、課税標準額を算出すること

になるが、常磐炭田特に当地区は、低品位炭が多く、炭田単位の単価を乗じた場合、実質課税との差が多く、生産量についても、指定統計の数量を基礎としている関係、自家消費費、買炭による他地方よりの移入等の関係上相当の差を生じている。

失業対策事業について

失業対策事業費に対する労力費、資材費、事務費その他手当の全額を補助対象とせられたい。失業対策事業は本市に於ては、中小炭礦地帯に相当数の失業者がおり、道路の改修、その他に就労せしめているも、年々継続施行しているので、土地の買取、資材費が国の枠内において経理することができず、失業対策事業費全額を補助対象とせられる。

6 財政再建団体に対する財政的援助を交付税に織り込まれること。

財政再建団体は、一応低利債によって赤字の解消を見たるも、内容においては財政の確立を見す、单年度赤字を生ずる可能性が多いので、再建債の償還金を交付税に見込み交付されたい。

7 職員の期末、勤勉、寒冷地、薪炭、超勤手当の支給を事務費算定の基礎に認める。

6 保育所における措置費予算について

については、左記事項を計上確保されるよう善処すべきである。

特に中小都市以下の現行消防力の弱体に鑑み政府においても可及的速かに関係法令を改正するよう善処すべきである。

5 保育所、農業委員会経費の補助について

保育所、農業委員会の補助については、設置又は国の施策として実施せられている場合は、相当の補助があるが、これが年を経過するにしたがい、補助率が低下し、相当の負担となるので補助率を決定するよう要望する。

6 保育所における措置費予算について

については、左記事項を計上確保されるよう。

3 老朽校舎、六、三制整備事業の国庫補助について

老朽校舎、六、三制整備事業については、生徒数により基準坪数が算出されるが、実際事業に当つては、補助対象坪数に比し坪の割当が寡少のため、相当の財政負担となる。

4 国、県営事業に対する地元負担について

国、県営事業に対する地元負担金は、年度中途において決定される場合が多い。地方財政の行き詰まつて現状においては、その財源の捻出に困難するので、年度当初に内示されるようせられたい。

鉱産税に対する基準収入額については、生産量に単価を乗じて、課税標準額を算出すること

なるが、常磐炭田特に当地区は、低品位炭が多く、炭田単位の単価を乗じた場合、実質課税との差が多く、生産量についても、指定統計の数量を基礎としている関係、自家消費費、買炭による他地方よりの移入等の関係上相当の差を生じている。

失業対策事業について

失業対策事業費に対する労力費、資材費、事務費その他手当の全額を補助対象とせられたい。失業対策事業は本市に於ては、中小炭礦地帯に相当数の失業者がおり、道路の改修、その他に就労せしめているも、年々継続施行しているので、土地の買取、資材費が国の枠内において経理することができず、失業対策事業費全額を補助対象とせられる。

6 職員の期末、勤勉、寒冷地、薪炭、超勤手当の支給を事務費算定の基礎に認める。

本俸、扶手、暫手の三・五ヶ月分

7 残業費、修繕費を増額すること。

府費、修繕費を増額すること。

8 本俸、扶手、暫手の三・五ヶ月分

9 修繕費三〇〇円を六〇円

10 修繕費三〇〇円を六〇円

11 修繕費三〇〇円を六〇円

12 修繕費三〇〇円を六〇円

13 修繕費三〇〇円を六〇円

14 修繕費三〇〇円を六〇円

15 修繕費三〇〇円を六〇円

16 修繕費三〇〇円を六〇円

17 修繕費三〇〇円を六〇円

18 修繕費三〇〇円を六〇円

19 修繕費三〇〇円を六〇円

20 修繕費三〇〇円を六〇円

21 修繕費三〇〇円を六〇円

22 修繕費三〇〇円を六〇円

4 相続税法第五十八条による相続開始及び財産等の報告事務費

の全額国庫負担を希望する。

消防行政制度の改正意見

も自治体消防を堅持しなければならないが国及び都道府県においても消防力の充実を図るために大幅に財源措置を講ずべきである。

特に中小都市以下の現行消防力の弱体に鑑み政府においても可及的速かに関係法令を改正するよう善処すべきである。

結核予防対策費の補助率は十分の八まで引上られるよう願い度い。(以上、衛生課)

10 農山漁村特別振興事業は二力年繼續事業で打ち切りとなるが各指定地域の要望事業が余りにも多いので一力年の延長を是非お願いして各指定地域の要望を入れて戴きたい。

11 新農山漁村振興事業の対照となつた事業完成後は此れ等事業の育成についても營利事業目として建設した事業ではないので保護施策として此れ等施設に対し免税処置を講じて戴きたい。

12 災害復旧事業は復旧事業の必要性から速急に完成し単年度で工事は完成するものであるがそれに対する補助金交付は二力年から三力年もかかつて完了することになるので地元工事施工者の利子の負担が増大するので此の点充分考慮に入れて補助金全額を事業施行年度に交付して戴きたい。

13 災害復旧事業の事業費の査定は一団地の工事認定額が一〇万円以上の工事額でないと災害認定にならないので非常に地元罹災者は困るのでせめて認定額を五万円限度にして戴きたい。

14 林道建設事業の補助対照範囲は一地域の認定林道補助事業は

事業費二〇〇万円以上でその延長路線二、〇〇〇メートル以上となっているがそれで路線の延長には関係なく事業費認定額三十万円以上の工事を補助対照事業として認定し此れが林野生産物搬路の拡張を図り地元民の要望に応じて戴きたい(以上、農政課)

15 一級国道十三号線付替を計画されておりますが、計画線を早期決定し整備に着手願い度い。

16 国道の付替により市内の街路網も再考を必要と思いますが、只今市の都市計画も再調査中でありますから、国道と平行した計画を樹立したい。

17 二級国道山形鶴岡線は四年前から舗装道に改良並びに奥地の一部を改修に着手されましたがが、完成までは遠遠なるものがありますから、事業費を増額され早期完成に御配慮願い度い。

この道路は村山、庄内地方を結ぶ重要な路線で双方の距離は極度に短縮され、県民双方の交流が容易となり又、この地方の鉱業、林業、等の未開発地帶として残されています。

18 仙台川崎、山形線磐谷岬の隧道は主要地方道であり宮城、山形両県において峠の区間を隧道に改良すべく調査済であり、隧道に改良屈曲勾配を整備した場合、現在の闊を越えるより約二〇糸余も短縮され、両県の経済交流が更に伸展するものでありますから、これが工費を国費で補れますよう配慮願い度い。

点について希望意見が提出された。

1 市町村教委の教育委員が教者長を兼ねることの排除立法措置を講ずること。

2 義務制学校施設整備費半額国庫負担制度の恒久立法化と裏付け予算の確保により、地方公共団体財政の確立を期すこと。

3 公立の義務教育諸学校について、学級規模の適正化と教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の基準を定め、今後の義務教育水準の維持確保に努められたい。

特に東北地方においては、年々児童生徒数の増加にも拘らず、教職員の定数は、財政的条件により全く確保できず、ため

に一学級当り、児童数は六十人以上にもなり、自然学力の低下という現象となつて現われている状況である。

4 地方交付税の社会教育費における単位費用積算基礎に、(1)文化関係の費用、(2)文化財保護関係費用を追加方御配慮願いたい。

5 青年学級振興法に基く国庫補助金は運営費の三分の一以内の国庫補助を交付することになつてゐるが、三十二年度の実情は四五〇学級の申請に対して補助対象となつたものは二六一学級である。これを全学級に対して国庫補助されるよう御配慮願いたい。なお補助率を三分の一に明確化されるよう御配慮願いたい。

6 公民館の設置及び専任職員は必置とするよう改正方御配慮願いたい。

7 地方公共団体の申請事業量に対し補助事業量が五〇%以

下の現況で、補助額の不足は極めて大きいので増額を必要とすること(昭和三十二年度申請事業量八二万坪に対し予算坪数は三九万坪である)

1月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

1、自主再建団体の財政措置に関する請願(第一号)

1、昭和三十二年度地方交付税に算定された地方債の特例に関する請願(第二号)

1、地方公務員法の一部改正に関する請願(第三号)

1、市町村道路整備費の財源付与に関する請願(第五号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第六号)

1、町村の議会に事務局設置の請願(第七号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第八号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第九号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十一号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十二号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十三号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十四号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十五号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十六号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十七号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十八号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第十九号)

1、国民健康保険税の適正化に関する請願(第二十号)

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

1、山形県人事委員会よりは説明書を添附し、薪炭手当の増額支給について陳情書の提出があつた。

号)(第一七七号)(第一七八号)(第一九〇号)(第二四五号)(第二五〇号)(第二五一号)(第二五六号)(第二七六号)(第二七七号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二六九号)(第三〇五号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三一号)(第三四八号)(第三五二号)(第三七三号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第四〇六号)(第四一七号)(第四二九号)(第四三〇号)(第四四一号)(第四八三号)(第四八四号)

一、山形県の市町村に未開発度補正適用の請願(第一四九号)

一、広島県造賀村を高屋町に強制合併する実状調査等に関する請願

一、たばこ小売業に対する事業税を非課税とする請願(第八九号)

一、山形県の市町村に開拓費を地方交付税に算定する請願(第一五〇号)

一、農耕用小型耕耘機に対する課税反対の請願(第一五一号)

一、遊興飲食に対する免稅引上げの請願(第一五七号)(第三九七号)(第四〇七号)

一、奄美群島産業開発基金制度に関する請願(第二二九号)(第二四九号)

一、市町村立全日制高等学校教職員の在職期間に関する請願(第二三一号)

一、たばこ小売業に対する事業税課税(第二三二号)

減等の請願(第三三三号)(第四九一号)(第四九五号)

一、地方公務員の期末手当給財源に関する請願(第三五二号)

一、地方交付税率引き上げに関する請願(第三五四号)

一、林道項目を東北開発促進法第十二条第二項に規定する重要事業に追加するの請願(第四五五号)

一、木炭検査費を地方交付税の算定因子とするの請願(第四六五号)

第一号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

自主再建団体の財政措置に関する請願

地方財政再建促進特別措置法に基づく再建団体は、逐年その恩恵に浴し財政は健全化されつつあるが、諸種の事情により再建債を起すことができなかつた赤字団体も、自主的な財政再建に全力を傾注しているのであるが、これらの団体は政府資金の借入利率による低利の資金を借り入れることができず、すべてが民間金融機関からの借り入れで運用している状態であり、この借入金の利子が大きき赤字解消を阻害している実情であるから、地方財政の健全化を促進するため、再建債を起すことができなかつた自主再建団体の借入金の利子については再建債を起した再建団体と同様に、利子補給の措置を講ぜられたとの請願。

昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

地方公務員法の一部改正に関する請願

地方公務員法の一部改正に伴う請願

第一号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

地方公務員法の一部を改正し、停年制が実施されるよう善処せられたいとの請願。

第一号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

国民健康保険税の適正化に関する請願

国民健康保険税は、創設以来最高額(当初一万五千円、現在五万円)の改正をみたが、所得税法の改正により所得税納税者数が逐年減少しているにもかかわらず、標準課税総額中所得税総額(百分の四十)資産割税額(百分の十)被保険者均等割総額(百分の三十五)世帯別平等割総額(百分の十五)といふ標準割合となつておらず減少した所得税者の負担はますます重くなり実情に適さないとの請願。

第五号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

市町村道路整備費の財源付与に関する請願

一部が交付税の算定基礎にいれられたが、現在の地方財政健全化を促進するが、この制度を本年度のみとせず平年度化すると共に全額交付に改められたいとの請願。

第三号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

市町村道路の整備拡充を促進すると共に、地方財政確立のため、(一)県税自動車税を目的税とし、そのうち三輪の小型自動車、二輪の小型自動車及び軽自動車にかかる自動車税を軽自動車税(仮称)として市町村に移譲すること、(二)国税地方道路譲与税及び県税軽油引取税の一部を市町村に交付し、その基準は市町村道の面積にあん分するごと等の実現を期せられたいとの請願。

第一号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

市町村の議会に事務局設置の請願

議会事務局は、地方公共団体の意志機関である議会が、長と対等の地位においてその相互協調により、本来の機能を発揮するための補助機関として絶対に欠くことのできないものであり、ことに基礎的地方公共団体である町村は、合併により規模、能力ともに拡大増強し、新町村建設等にますます活発な議会活動が要請される今議会事務局を町村議会にだけ設けないとする現行地方自治法の規定はその立法精神からみてもはなはだ不合理であるから、町村の議会に条例の定めるところにより事務局を置くことができる「よう」地方自治法の一部を改正せられたいとの請願。

第五号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 古池 信三君 請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎

町村の議会に事務局設置の請願(十三通)

第一号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 相馬 助治君 請願者 栃木県塙谷郡矢板町議長 岩見半治外百五名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五四号 昭和三十二年十二月二十日 受理

町村の議会に事務局設置の請願

課については現状に適するよう地方税法を改正せられたいとの請願。

第五二号 昭和三十二年十二月二十日 受理

紹介議員 泉山 三六君 請願者 山形県最上郡金山町議会議長 三上勘左エ門

から、国の財政措置を高率に明確恒久化せられたいとの請願。

| | | |
|---|---|-----------------------------------|
| 請願者 千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村役場内 栗原七兵衛 | 会議長 長坂三郎外二
日受理 | 第五五号 昭和三十二年十二月二十日
請願者に事務局設置の請願 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 川口爲之助君
外十一名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五六号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 群馬県北群馬郡長尾村議会議長 島田恒一郎
外三百十三名 | 紹介議員 木暮武太夫君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 木暮武太夫君
会議長 島田恒一郎
外三百十三名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五六号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 岡山県久郡久町議會議長 家野富太外二
十五名 | 紹介議員 木島虎藏君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 木島虎藏君
会議長 鹿島林一外二
十名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五六号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 岐阜県北足立郡蕨町議會議長 岩田徳輔外千
七百四十九名 | 紹介議員 大沢雄一君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 大沢雄一君
会議長 岩田徳輔外千
七百四十九名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五七号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 新潟県三島郡越路町議會議長 西脇菊次郎外
六十一名 | 紹介議員 横原亨君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 横原亨君
会議長 西脇菊次郎外
六十一名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五八号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 小柳牧衛君 | 紹介議員 小柳牧衛君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 小柳牧衛君
会議長 新谷常吉外二
十九名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第五九号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 福井県丹生郡宮崎村議會議長 新谷常吉外二
十九名 | 紹介議員 小幡治和君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 小幡治和君
会議長 新谷常吉外二
十九名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第六〇号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 埼玉県北足立郡蕨町議會議長 岩村義一外四
十九名 | 紹介議員 小澤久太郎君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 小澤久太郎君
会議長 岩村義一外四
十九名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第六一號 昭和三十二年十二月二十日
請願者 宮城県本吉郡志津川町議會議長 菅原富雄外
百二十一名 | 紹介議員 開田正之外三
百十四名
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 開田正之外三
百十四名
会議長 開田正之外三
百十四名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第六八号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 青森県下北郡大間町議會議長 熊谷忠造外二
百七十二名 | 紹介議員 上森剛外百八
十一名
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 上森剛外百八
十一名
会議長 熊谷忠造外二
百七十二名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第六五号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 広島県双三郡作木村議會議長 小西茂市外六
十一名 | 紹介議員 苫米地義三君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 苫米地義三君
会議長 小西茂市外六
十一名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第六九号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 神奈川県高座郡寒川町議會議長 大久保千代
外百六十六名 | 紹介議員 河野謙三君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 河野謙三君
会議長 大久保千代
外百六十六名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七〇号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 岐阜県浅口郡鳴方町議會議長 勝田徳治郎外
五百十五名 | 紹介議員 近藤鶴代君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 近藤鶴代君
会議長 勝田徳治郎外
五百十五名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七六六号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 岐阜県勝浦町議會議長 北原翠外五
百九名 | 紹介議員 鹿児島県贈与郡松山村議會議長 北原翠外五
百九名
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 鹿児島県贈与郡松山村議會議長 北原翠外五
百九名
会議長 鹿児島県贈与郡松山村議會議長 北原翠外五
百九名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七〇号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 兵庫県氷上郡青垣町議會議長 開田正之外三
百十四名 | 紹介議員 迫水久常君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 迫水久常君
会議長 開田正之外三
百十四名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七一号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 香川県三豐郡豊中町議會議長 上森剛外百八
十一名 | 紹介議員 増原恵吉君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 増原恵吉君
会議長 上森剛外百八
十一名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七二号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 熊谷忠造外二
百七十二名 | 紹介議員 田中義典君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 田中義典君
会議長 熊谷忠造外二
百七十二名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| 第七三号 昭和三十二年十二月二十日
請願者 神奈川県高座郡寒川町議會議長 大久保千代
外百六十六名 | 紹介議員 河野謙三君
日受理 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |
| この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 | 紹介議員 河野謙三君
会議長 大久保千代
外百六十六名 | この請願の趣旨は、第五二号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四〇六号 昭和三十三年一月十三日受理

町村の議会に事務局設置の請願（十四通）

請願者 愛媛県南宇和郡内海村

議会議長 中村一郎外百八十七名

紹介議員 湯山勇君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四一七号 昭和三十三年一月十七日受理

町村の議会に事務局設置の請願（二通）

請願者 福島県南会津郡只見村

議会議長 鈴木政治外三十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四一九号 昭和三十三年一月十八日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 福島県南会津郡檜枝岐村議会議長 幸村政之助

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四八四号 昭和三十三年一月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（二通）

請願者 福島県南会津郡只見村

議会議長 鈴木政治外三十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四八九号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（五通）

請願者 福島県南会津郡檜枝岐村議会議長 幸村政之助

次外十一名

紹介議員 田畑金光君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四三〇号 昭和三十三年一月十八日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 埼玉県北足立郡足立町議会議長 高野政之助

外二十名

紹介議員 大沢雄一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

紹介議員 木内四郎君
請願者 山形市旅籠町山形県町会内市川清矩
紹介議員 海野三朗君

山形県の市町村に未開発度補正適用の機関として指定を受け、店舗の構造、設備、買受たばこの品種、数量、販売価格、常備手持数量等すべて専売公社のものと推定のもとに所得高は計上されているもので、全く、他にその類例をみない特異性を有している上、昭和二十年消費税が創設され、無手数料で徴税の役を勤めるばかりか前納させられる実情であるから、たばこ小売業に対する事業税を非課税とせられたいとの請願。

これが明らかであるから、このよくなじみ得のきわめて少い山間町村の行政水準の維持向上確保のために、(一)国有資産等所在市町村交付金を民有資産の固定資産税に相当する額まで交付できるよう措置すること、(二)国有資産から生ずる所得に対して住民税算定法によつて算出した税額に相当する額を所在市町村へ交付の途をひらくこと、(三)国有林野のための林道及びこれに附隨する橋りよろ等の新設補修による経費については国が全額支出すること、(四)面積の比重に応じて所在地元町村のある程度の人口は国有林所在閑地に比較して、開発の程度がきわめて低いところでは右の改正措置が実施されても、全体的な均衡は保たれていない実状であるから、現在未開発度補正についても同補正を適用せられるよう措置せられたいとの請願。

これが明らかであるから、このよくなじみ得のきわめて少い山間町村の行政水準の維持向上確保のために、(一)国有

広島県造賀村を高屋町に強制合併する実状調査等に関する請願
請願者 広島県賀茂郡造賀村
田中好外七十二名
紹介議員 重政庸徳君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四九〇号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（五通）

請願者 鹿児島県熊毛郡下屋久村議会議長 日高純夫外二十一名

紹介議員 高野一夫君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四九一号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 広島県賀茂郡造賀村

紹介議員 田中好外七十二名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第四九二号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 広島県賀茂郡造賀村

紹介議員 田中好外七十二名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

紹介議員 重政庸徳君
請願者 広島県賀茂郡造賀村
田中好外七十二名
紹介議員 重政庸徳君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第十号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 国有林野所在山間町村救済に関する請願

紹介議員 田中好外七十二名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第十五号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 広島県賀茂郡造賀村

紹介議員 田中好外七十二名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第十九号 昭和三十二年十二月二十日受理

町村の議会に事務局設置の請願（一通）

請願者 広島県賀茂郡造賀村

紹介議員 田中好外七十二名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第十号 昭和三十二年十二月二十日受理

農耕用小型耕うん機に対する課税反対の請願
請願者 山形市旅籠町山形県町会内市川清矩
紹介議員 海野三朗君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

小型耕うん機は、從来の役牛馬にかかるものであり、その主目的とするところも運搬用や交通のためのものではなく全く農耕の用に供されているものであるが、昭和三十二年六月一日運輸省令第十八号によつてこれら小型の三、四馬力の耕うん機も軽自動車としての取扱いを受けることになつた關係上、一応は軽自動車としての課税客体となると考えられるが、小型農耕用耕うん

機の主目的、農家経済の状態を十分に勘案されて、今回の運輸省の措置によつてただちに軽自動車としての課税をすることのないよう特段の考慮をせらるいとの請願。

第四〇七号 昭和三十三年一月十四日受理

一中央卸売市場内全國
大衆飲食糞対策協議会
内 高橋清五郎外八名
紹介議員 野田 俊作君
この講演の趣旨は、第一五七号と同じ

請願者 東京都中央区築地五丁
一中央卸売市場内全国

大衆飲食税対策協議会
内毛利鉄三外七名

遊興飲食税は戰時下のしやし抑制と物
料代金　内林　清次君　加瀬　完君

資節約の両様の目的を以てあらゆる飲食に対し賦課せられたもので、その後

漸次免税点の引上げ及び税率の変更等
がなされたが、いまなお遊興を伴わな

い普通飲食に対する免稅点が依然三百円に留まつてゐることは、国民生活の

向上した現在まことに看護しているから、遊興を伴わない普通飲食に対する危険点を三百円から五百円に引き上げ

られたいとの請願。

第三九七号 昭和三十三年一月十三日受理

顧 遊興飲食に対する免税点引上げの論
精 賦者 東京都中央区築地五ノ

註 聲

紹介議員　内野川浩伸外七名
大沢 雄一君

第四〇七号 昭和三十三年七月十四日受理
昭和二十九年法律第百九十三号による
遊興飲食に対する免稅点引上げの請
願

請願者 東京都中央区築地五ノ
一中央卸売市場内全国
大衆飲食税対策協議会
内 高橋清五郎外八名

紹介議員 野田 後作君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じ
である。

願 第二一〇号 昭和三十二年十二月二十一日受理
奄美群島産業開発基金制度に関する請
請願者 鹿児島県議会議長 米山恒治
紹介議員 田中 茂穂君
奄美群島復興特別措置法の改正と共に、
下級政府によつて考慮されている
復興事業の成否をかけるものとしてひ
としく群島民の関心を有するところで
あるから、奄美群島中小企業の零細性
にかんがみ、(一)融資機関は業務を委
託することなくあくまで独立した金融
機関を設置すること、(二)融資は復興
の効率を高め成果を期待するより長期
融資の方途を講ずること、(三)本島中
小企業者の育成のため特別融資わくを
設定すること、等の措置を講ぜられた
いとの請願。

願 第二四九号 昭和三十二年十二月二十三日受理
市制施行人口要件改正に関する請願
紹介議員 左藤 義詮君
昭和二十九年法律第百九十三号により、
従来市となり得る人口要件が、三万から五万に改正されたため、改正当時実
人口三万以上のもの、又は昭和三十年
度国勢調査時に人口三万以上のものも
市となることができないでいるが、現
在全国五百市のうち、人口五万以下の
市は二百五十二市にも及ぶ実情である
から、現に三万以上の人口をようする
北海道豊平町外六十一町に対しても市
となる機会を与えるよう、同法律第百
九十三号附則第二項第一号を、昭和三
十三年九月三十日までに申請した普通
地方公其団体については人口要件を三
万以上と改正せられないとの請願。

市制施行人口要件改正に関する請願
第一一九号 昭和三十二年十二月二十一日受理

市町村立全日制高等学校教職員の在職期間の通算に關する請願
　請願者　大阪府守口市西郷通り三ノ三〇　原田正逸
　紹介議員　矢嶋三義君
現在すべての教育公務員の中で、ひとり全日制の市町村立高等学校教職員のみが、退職年金の基礎となる在職期間の通算制度においてはなはだしい不利をこうむつてゐるため、老後の生活について大きな不安を残しているから、都道府県立高等学校及び義務教育諸学校教職員と同機在職期間の全国通算が得られるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。
第三三三号　昭和三十二年十二月二日
十八日受理
たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願
　請願者　新潟県長岡市新町四丁目長岡たばこ販売協同組合理事長　小島作太郎
紹介議員　田村文吉君
たばこ小売人は、物品販売業として高率の事業税を課せられているが、(一)たばこ小売人は専売公社のたばこ販売業務員として一定のわく内におかれていること、(二)税収増加のため営業経費の増大を顧慮することなく努力をしていること、(三)たばこ消費税の創設によつて無手数料で徴税の役を勤め情賢察の上、たばこ販売業に対する事業税を軽減または非課税とせられたいとの請願。

第四九二号 昭和三十三年一月二十日受理
たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。
紹介議員 大河原二次君
二十名
第四九五号 昭和三十三年一月二十日受理
たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願
請願者 福島県郡山市字虎丸町一二一 柳沼啓四郎外二十名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。
第三五四号 昭和三十三年一月六日受理
地方公務員の期末手当加給財源に関する請願
請願者 岐阜県高山市議会議長 高田弥一郎
紹介議員 古池 信三君
国家公務員に期末手当十五パーセント加給の措置がとられることになつたが、市町村においては、四月にさかのばつて国家公務員のみの給与改訂を行ない、さらにはまた期末手当を増額することは財源の窮している現状においては到底その負担に堪えられないから、その財源は国税の增收分、その他によつて当然政府によつて負担せられたいとの請願。

第三七二号 昭和三十三年一月九日

受理

地方財政確立等に関する請願

請願者

東京都千代田区永田町
一ノ三一全日本自治團

体労働組合内 山本伊
三郎

紹介議員 鈴木 寿君

地方自治法が施行されて既に十年を経た今日、自治法の現状と将来は憂慮すべき数多くの問題に直面しており、殊に地財法による再建計画のもとで、職員定員の縮少、臨職化、定期昇給および賃上げストップが例外なく進められ、公共事業費の切りが農民の負担に転嫁され、災害復旧が遅々として進みやかに実施すること、(三)自治制度と民主主義に逆行する地方公務員の給与改めされること、(二)地方公務員の給与改めること等の実現を期せられたいとの請願。

第四五一号 昭和三十三年一月二十日受付
請願者 青森県議会議長 大島

木炭検査を地方交付税の算定因子とするの請願

紹介議員 海野 三朗君

木炭の検査は農林規程に基いて現在全

国都府県が県営をもつて実施しており、その財源は林業部門でも最も零細な製炭者の負担する検査手数料で賄つているが、その手数料額はバルブ材の高騰に伴う製炭原木高により実質貨金の低下及び國鉄運賃の値上げ等によ

て確実にこれを実行せられたいとの請願。

第四五五号 昭和三十三年一月二十日受付
請願者 青森県議会議長 大島

木道項目を東北開発促進法第十二条第二項に規定する重要事業に追加するの請願

紹介議員 海野 三朗君

東北開発促進法に基く重要事業の基準として当然考慮されるべき林道開設事業が除外されていることは、開発の効果を阻害していると称しても過言ではないから、豊富な森林資源を有する東北地方の奥地未利用林を開拓する林道をこの対象とするよう基準を変更追加すると共に、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令に規定するいわゆる指定事業にも林道事業を追加指定せられたいとの請願。

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、銃砲刀剣類等所持取締法案

銃砲刀剣類等所持取締法案

目次

銃砲刀剣類等所持取締法

許可(第四条 第十三条)

第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録(第十四条 第二十九条)

第二章 銃砲又は刀剣類の所持の

第十一条

第四章 雜則(第二十二条 第三十三条)

第十五条 則則(第三十一条 第三十三条)

第十六条

第一章 総則

附則

(趣旨)

第一条 この法律は、銃砲、刀剣類

等の所持に関する危害予防上必要

な規制について定めるものとす

る。

(定義)

第二条 この法律において「銃砲」と

りすでに最高限度額に達し、これ以上の負担を望むことは到底不可能な実情にあり、他面木炭検査の従事職員に対する給与改訂等による経費の増加に伴い純粋費の支出がなければ検査事業の遂行是不可能となる状態にあるから、東北各県の財政事情の窮乏にかんがみ、地方交付税法中林野行政費の因子に木炭検査費を包含するよう措置せられたいとの請願。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上にあくち及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう)をいう。

(所持の禁止)
第三条 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。
一 法令に基き職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覽に供するため所持する場合

三 次条又は第六条の規定による許可を受けたもの(許可を受けた後変装銃砲刀剣類(つえその他他の銃砲又は刀剣類以外の物と誤認されるような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいふ。以下同じ。)としたものを除く。)を所持する場合

四 第十四条の規定による登録を受けたもの(変装銃砲刀剣類を除く。)を所持する場合

五 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の武器製造事業者、獵銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた

者がその製造に係るもの(獵銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、獵銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けたものに限る。)を業務のため所持する場合

六 武器等製造法の獵銃等販売事業者が獵銃等製造事業者、獵銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けたもの又は当該者から譲り受けたもの又は当該

されたものに限る。)を業務のため所持する場合

七 文化財保護委員会の承認を受けた刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

八 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索充射銃、救命信号銃、建設用びよう打銃又は建設用網索充射銃の製造を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。)がその製造に係るもの(捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てこれらの銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。)又は次条の規定による許可を受けた所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

九 捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕

銃用標識銃等販売業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものと業務のため所持する場合

十 第七号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のため刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るものと業務のため所持する場合又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

2 前項第五号から第十号までに掲げる者の使用者（当該各号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る）がそれぞれ当該各号に掲げる者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

第三章 銃砲又は刀剣類の所持の許可

第一条 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺人命救助、漁業、建設業又は政令で定める試験若しくは研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しよとする者は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

2 前項第五号から第十号までに掲げる者の使用者（当該各号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る）がそれぞれ当該各号に掲げる者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

（許可の特例）

第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可

第三条 銃砲又は刀剣類の所持の許可

（許可）

第一条 第一項第八号及び第十号並びに前項に規定する都道府県公安委員会への届出に関し必要な細目は、総理府令で定める。

会の許可を受けなければならぬ。祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持するこれが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しよとする者についても、また同様とする。

2 法人が前項に掲げる業務のため代表者又は代理人、使用人その他従業者に銃砲又は刀剣類を所持させようとする場合においては、総理府令で定める手続により、現に銃砲又は刀剣類を所持しよとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

第五条 都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 十四歳に満たない者

二 精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者

三 住居の定まらない者

四 第十二条の規定により許可を取り消された日から起算して三年を経過していない者

五 第三条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していないもの

六 人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある所を管轄する都道府県公安委員会

（許可証）

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定により許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該許可証が滅失した場合

3 許可証を回復した場合

二 許可が取り消された場合

三 亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合

（所持の態様についての制限）

第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ銃用標識銃等販売事業者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えてすみやかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

2 前項の場合においては、武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えてすみやかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

3 許可を受けた者が死亡したことにより許可が失效した場合にあっては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条の規定によつて死亡の届出をする義務がある者又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第十

と認めるに足りる相当な理由がある者

2 都道府県公安委員会は、変装銃砲又は刀剣類については、許可をしてはならない。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）

3 許可を受けた者が死亡した場合

一 許可を受けた者が死亡した場合は

二 条第三項の規定によつて死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者があるときは、前項の規定にかかるわらず、その者が、死亡の事実を知つた日から起算して十日以内に、許可証を返納しなければならない。

三 許可の様式は、総理府令で定める。

（許可の失効及び許可証の返納）

第八条 第四条又は第六条の規定による許可は、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失う。

4 第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合には、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

5 第九条 第四条の規定による許可を受けた者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第二項第一号の規定は、適用しない。

6 第十条 第四条の規定による許可を受けた者が、その所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

7 第十一条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他の正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

においてすみやかにその承認を得なければならぬ。

4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたときは、又は不承認の議決があつたとき、又はその告示は、将来に向つてその効力を失ふ。

5 第一項の規定により告示が効力

間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合には、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。

(提出を命じた銃砲又は刀剣類の充却等)

第二十七条 銃砲又は刀剣類で次の各号の一に該当するものについては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、総理府令で定める手続により、そ

3 第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う登録証の交付若所有していると認められる場合

二 第三条第一項若しくは第十一条第一項の規定に違反する事実又は

第一項の規定により許可を受けた事実が生じた後、その情を知らないで当該銃砲又は刀剣類を取得し

たと認められる場合

四 第十一条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第五項中「許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合における場合は、三年以下の懲役又は五年以下の罰金に処する。

五 第十三条第一項又は第十一条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者が持する当該違反に係るもの

二 偽りの方針により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの

三 偽りの方針により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情報を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの

2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲又は刀剣類が、当該各号に掲げる者以外

の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一 第三条第一項若しくは第十一条第一項の規定に違反すること又は偽りの方法により許可を受けたことをあらかじめ知らないで、これらの事実の生じた時から引き続いて当該銃砲又は刀剣類を

所持していると認められる場合は、裁判により没収することができる。この場合において、その額は、二百円をこえない範囲内において都道府県規則で定める。

二 第三条第一項若しくは第十一条第一項の規定により許可を受けた事実が生じた後、その情を知らないで当該銃砲又は刀剣類を取得し

たと認められる場合

三 第二十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する者は、一万円以下の罰金に処する。

四 第十一条第二項、第八条第二項、第十条第三項(第二十一条において準用する場合を含む。)第十五条第二項、第十六条第二項又は第二十七条第一項の規定による銃砲又は刀剣類を出命令に応じなかつた者

五 第十二条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第一項の規定による銃砲又は刀剣類の提示による登録審査又は第二十四条第一項の規定に違反した者

六 第二十九条 第三十三条第一項の規定による登録審査又は第二十四条第一項の規定による登録を受けた者

七 第二十九条 第三十三条第一項の規定による登録審査又は刀剣類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯人の後犯人以外の者が情報を知らぬいで当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

る銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可証の交付若しくは再交付又は第十九条第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う登録証の交付若しくは再交付について手数料を徴収することができます。この場合において、その額は、二百円をこえない範囲内において都道府県規則で定める。

第三十条 この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二 第十二条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第一項の規定による銃砲又は刀剣類を出命令に応じなかつた者

三 第十三条の規定により警察官が行う許可記及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により登録審査又は第二十四条第一項の規定による登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

四 第二十九条 第三十三条第一項の規定による登録審査又は刀剣類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯人の後犯人以外の者が情報を知らぬいで当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

る禁止又は制限に違反した者による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

二 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際銃砲刀剣類等所持取締令(以下「旧令」といふ。)の規定による銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

5 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている許可の申請、届出その他の手続及び仮領置その他の処分によりされた登録審査委員会がした仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いてした許可の申請、届出その他の手續及び仮領置その他の処分とみなす。

6 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

7 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

8 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

9 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

10 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

11 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

12 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

13 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

14 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

15 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

16 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

17 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

18 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)は、廃止する。

3 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類等所持取締令(以下「旧令」といふ。)の規定による銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている許可の申請、届出その他の手續及び仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いてした許可の申請、届出その他の手續及び仮領置その他の処分とみなす。

5 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

6 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

7 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

8 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

9 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

10 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

11 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

12 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

13 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

14 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

15 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

16 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

17 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

18 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

19 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

20 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

21 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

22 この法律の施行の際旧令の規定により登録審査委員会とみなす。

ない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

8 前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀剣類については、第二十五条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮領置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税關から銃砲又は刀剣類の引継をした日」とする。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(関係法令の一部改正)

10 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第十一号)」に改める。

11 関税法の一部を次のように改正する。

第七十四条中「又は刑事訴訟法」を、「刑事訴訟法」に改め、「若しくは國庫に帰属したもの」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第十一号)」の規定により充てられ、若しくは國庫に

第九十七条第三項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を加える。

議会事務局は、地方公共団体の意志機関である議会が、長と対等の地位においてその相互協調により、本来の機能の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を發揮するための補助機關として絶対に欠くことのできないものであり、こと

12 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五条の見出し中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持取締法」に改め、同条中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十一年政令第三百三十四号)」第十五条を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第十一号)」第二十八条に改める。

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

五日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

五日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村の議会に事務局設置の請願

(第四九七号)(第五〇九号)(第五二五号)(第五六八号)(第五七一号)

一、遊興飲食に対する免稅点引上げ

の請願(第四九八号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第四九九号)(第五八一号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第四九七号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五五六三号)

一、市に軽油引取税の一部交付の請願(第五五六三号)

一、地方道路護手税法の一部改正に

関する請願(第五六四号)

第五六八号 昭和三十三年一月二十

九日受理

一、町村の議会に事務局設置の請願

の請願(第五六五号)

府県税として軽油引取税を創設しその一部を五大都市に交付するようになつたが、近時自動車等の交通量の急激な増加に伴い道府県及び五大都市の道路のみでなく市道の損傷もまたはなはだしく、又市道といえどもその重要度においては道府県及び五大都市の道路となんら変りがないから、市に対しても軽油引取税の一部を交付せられるよう地方税法の一部を改正せられたいとの請願。

第五六四号 昭和三十三年一月二十
九日受理

地方道路譲与税法の一部改正に関する
請願

請願者 岐阜県高山市議会議

長 高田弥一郎

紹介議員 古池 信三君

地方道の改修費として、地方道路税取入額の一部を都道府県及び指定市（五大市）へ譲与し、その他の市へ譲与しないのは、不均衡もはなはだしいから、道路面積等に応じて全市にも譲与できるよう、地方道路譲与税法の一部を改正せられたいとの請願。

昭和三十三年一月十五日印刷

昭和三十三年一月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局